

# 素案

# 滋賀県文化財保存活用大綱<概要>

|  |  |  |
|--|--|--|
| <p><b>序章</b></p> <p><b>1. 大綱策定の背景と目的</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>文化財は欠くことのできない貴重な財産であり、地域の誇りであり、未来に向けて継承する責務がある</li> <li>少子化、過疎化、人口減少等社会状況の変化により、文化財の保存継承が危機的な状況となっている</li> <li>人口当たりの文化財が多く、暮らしに密着している本県においては、全域で大きな課題である</li> <li>自然災害による被害が、文化財の保存継承に大きな影響を与えている</li> <li>地域活性化や観光振興などで文化財の活用が求められるなど、文化財への期待は増大している</li> <li>これらを受け、国は法改正を行い、県は文化財の保存継承のあり方について研究報告をまとめた</li> <li>より多くの人々に支えられ守り伝えられていく姿を滋賀らしい保存と活用の好循環とし、保存継承を図る</li> <li>本県の文化財を確実に次世代に継承していくため、文化財の保存および活用に関する基本的な方針を明らかにし、種々の取組を適切に進めていく上で共通の基盤となる総合的な施策の大綱を策定する</li> </ul> | <p><b>2. 大綱における基本的な考え方 &lt;文化財の「保存」と「活用」を定義&gt;</b></p> <p><b>文化財:</b> 滋賀県の歴史の中で生まれ、今日まで守り伝えられてきた文化的遺産<br/>法などで定められたもので、未指定等も含まれる</p> <p><b>保存:</b> 文化財の本質的価値を損なうことなく将来に向けて守り伝えていくこと</p> <p><b>活用:</b> 文化財の持つ本質的価値を損なうことなく活かし、そのもの自身の価値が地域社会や多くの人々に正しく理解され、共有されていくための様々な取組であり、その取組が文化財の適切な保存への好循環を生み出すべきもの</p> <p>特に、人々の手で守り、地域と共に生きてきた本県の文化財を大切に<br/>思う心の輪が広がり、地域に誇りと愛着が持てるようになる取組を「滋賀の文化財の活用」とする</p> | <p><b>3. 大綱の位置付け</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>文化財保護法第183条の2に基づいて策定</li> <li>文化財保存活用地域計画、保存活用計画と整合</li> <li>以下の計画等との位置付けを記載             <ul style="list-style-type: none"> <li>『滋賀県基本構想』</li> <li>『滋賀の教育大綱』(滋賀県教育振興基本計画)</li> <li>『滋賀県文化振興基本方針(第2次)』</li> <li>『健康しが「ツーリズムビジョン2022』</li> <li>『琵琶湖保全再生施策に関する計画』</li> <li>『滋賀県地域防災計画』</li> </ul> </li> </ul> |
|--|--|--|

**第1章 文化財の保存・活用に関する基本的な方針**

**1. 滋賀県の概要**  
【人口、地勢、琵琶湖(水資源・景観・生業・観光)などを記載]

**2. 県内の文化財の概要 <全国屈指の文化財保有県>**

- 国県市町指定等文化財件数3,427件、各分野・様々な時代の文化財、全市町に分布
- 重要文化財指定件数 全国4位(建造物 同3位、彫刻 同3位)(国宝 同5位)
- 名勝 同2位、重要文化的景観選定 同2位、単位面積当たり城郭数 同4位
- 世界遺産、ユネスコ無形文化遺産、世界の記憶、日本遺産の各文化財を保有

**3. 滋賀県の歴史文化の特徴**

【先史】琵琶湖と滋賀のあけぼの  
【弥生・古墳時代】ムラからクニへ、国家の成立を語る遺跡たち  
【古代(飛鳥・奈良時代)】常に歴史の表舞台を担う滋賀、都としての滋賀  
【古代(平安時代)】華ひらく仏教文化  
【中世(鎌倉・室町時代)】豊かな生産力を背景とした「自立性」  
【戦国時代】「近江を制する者は天下を制する」城づくりの先遣地近江  
【近世(江戸時代)】安定した秩序ある社会の形成と経済・文化の発展  
【近代】日本社会に貢献した「滋賀県」の近代化  
【民俗】悠久の時代を越え、今に受け継がれる暮らし、折りと感謝の姿

**4. 県内の文化財の保存・活用に関する課題等 (下記表【課題】)**

- 文化財の調査・研究、指定等、保存修理
- 文化財の保存継承を行ってきた環境の変化
- 文化財の活用
- 文化財の収蔵・保管・公開施設
- 文化財を維持するための資金

**5. 滋賀県における今後目指すべき保存・活用の方向性 (下記表【方向性】)**

これまで人々が暮らしや生業の中で育み、慈しみ、地域で大切に守り伝えてきた文化財の価値を、より多くの人々が享受し、共感することで、文化財を育んだ地域への理解や関心、協力の輪が広がる。この広がりによる多くの人々の関わりによって形作られる「これからの地域」が、地域で育まれた文化財をこれからも大切に守り伝えていく姿を目指す。

- 文化財の調査、指定、保存修理の計画的、確実、着実な推進
- みんなで文化財の保存継承を支え合う社会の構築
- 文化財の多種多様な活用推進
- 文化財を保存・継承・活用・発信できる施設の確保
- 文化財を維持するための資金の確保

**第2章 滋賀県が行う文化財の保存・活用を図るために講ずる措置**

**1. 滋賀県が主体となって行う取組 (下記表【県の施策】)**

- 文化財の調査、指定、保存修理の着実な推進
- 保存継承のための人材育成
- 文化財の多種多様な活用推進
- 滋賀県の文化財を県内で保存・継承・活用・発信できる拠点のあり方を検討
- 文化財保護のための資金確保の制度や仕組みづくりを検討・支援

**2. 滋賀県として優先的に取り組むテーマ**

**保存継承のための人材育成**

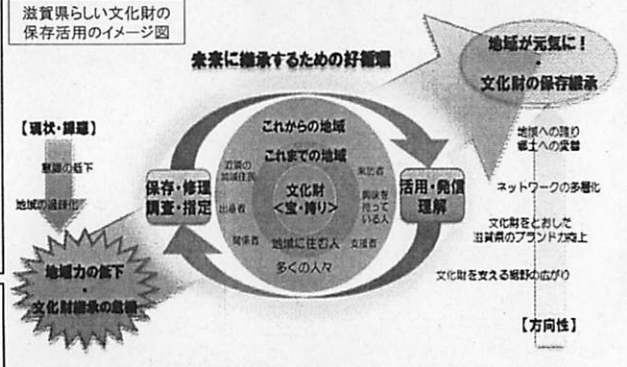
- 地域の担い手リーダーや文化財の専門家と地域をつなぐ文化財の担い手が
- 永続的に育つための裾野の拡大を目指し、ネットワークの多層化を図る

**第3章 県内の市町への支援の方針**

- 相談・助言・連絡調整**  
・広域の情報や技術的な見解など、国や専門家等と調整し、相談、助言、情報共有等を行う
- 地域計画や保存活用計画策定の支援**  
・計画策定にかかる相談、協議会等への参加と助言、文化庁との連絡調整  
・文化財調査の情報に集積し、広域な視点、基準の提供
- 文化財専門職員の資質向上への支援**  
・国等と連携を図りながら研修会等を実施するなど、文化財専門職員の資質向上の支援  
・市町との会議等を通じて協議、意見交換を行い、文化財保護行政の円滑な推進の支援

**第4章 防災・災害発生時の対応**

- 平時の取組**  
・地震に対する耐震対策、火災や盗難等に対する防災・防犯設備の設置・改修、体制の構築  
・ソフト対策としてのハザードによる現状把握、行動計画の策定、訓練、日常的な管理  
・多くの人々に対する防災意識向上のための啓発活動  
・「近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定」に基づく各府県との連携  
・専門職員、関係団体等との連携体制構築の研究
- 災害発生時の対応**  
・国、県、市町、所有者等の緊密な連携のもと、迅速な被害状況の把握  
・滅失・散逸を防ぐ応急措置、動産文化財の移動、専門職員による人的、技術的支援  
・「近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定」に基づく応援要請



**第5章 文化財の保存・活用の推進体制**

- 文化財保護主管課の体制**  
(1) 職員配置状況  
(2) 人材の育成・配置  
・年齢構成や各分野の専門性を考慮した職員配置や専門人材の育成  
・滋賀県全体の専門職員の資質向上
- 関係部局との連携**  
・学校教育・社会教育、文化行政担当部局、観光部局、まちづくり、都市計画、農林水産、防災、健康福祉等との連携
- 文化財保護に係る審議会**
- 関係団体との連携**  
・専門的な知識や技術を有する関係団体のほか、文化団体や観光協会等とも連携・協働しながら取組を進める
- 国や他府県との連携**  
・文化財に特化した高度な知見を有する国の職員に、県職員の資質向上等への協力  
・広域にわたる文化財を情報共有しながら保存活用の推進、参考事例の共有

|                       | (1) 調査、指定、保存修理   | (2) 社会と人  | (3) 活用  | (4) 施設  | (5) 資金  |
|-----------------------|--|---|---|---|---|
| <b>【課題】</b><br>第1章4   | 未指定文化財(価値が知られていない文化財や発見されていない文化財)がまだまだ多く存在し、文化財全体についての調査や研究、実態の把握と適切な保護策を講じることが必要<br>・保存修理の未達のものが数多くある | 人口減少・地域の過疎化・価値観の多様化等による地域力の低下、文化財との関わり希薄化、意識の低下<br>生活変化や自然災害等による周辺自然環境の荒廃<br>保存修理技術の後継者の減少、諸材料の入手困難<br>自然災害、盗難・汚損等人的被害<br>行政における専門職員の体制整備 | 保存と活用の好循環を生み出すことが必要<br>時代の要請に応えるノウハウや経験の不足<br>文化財の種類・性質によるそれぞれの特性・特質や脆弱性への正しい認識と適切な取扱い  | 地域での公開活用、保管管理困難、県外流出の恐れ<br>老朽化、展示内容や手法の陳腐化、収蔵庫の狭小化など県民や関係者のニーズに対応できていない   | 個人や地域等での自己負担金の確保が困難<br>地方公共団体における計画的な予算配分が困難<br>文化財を維持するための資金のあり方や確保の方法の検討が必要 |
| <b>【方向性】</b><br>第1章5  | 調査・研究、指定・登録、保存修理から日常管理までの確実な実施<br>地域の多様な文化財の総合的な把握のための未指定文化財の調査研究と指定等の推進<br>管理と修理の保存継承サイクルの計画的推進       | 時代に合った地域と文化財の関係を構築しつつ、地域の中で文化財が維持継承される姿<br>より多くの人々が文化財の価値や魅力に関心を持ち、文化財をコミュニケーションの核とした、滋賀らしい文化財の保存と継承を支え合える社会の構築                           | 未来へ継承するための方策として、維持保全するための資金確保や担い手拡大につながる活用<br>・滋賀の文化財の価値を損なわずに、価値を最大限に発揮できる幅広い活用<br>・関係機関と連携した様々な形で推進<br>・滋賀らしい活用を基礎とし、文化財を知り、体験し、支えていく、保存と活用の好循環を生む<br>・公開、情報発信、学びの提供、ネットワークの構築<br>・広域的な発信事業や全県的な取組の推進<br>・関係部局と連携し、さまざまな活用への柔軟な対応<br>・さまざまな取組の推進と進める人々や市町への支援 | 文化財収蔵施設の建設や改修等への助成支援<br>県内において地域文化財を受け入れ保存・管理できる施設の確保<br>・出土文化財や史跡等の価値を幅広く共有するための公開活用施設や史跡整備の充実<br>・技術的支援や助成の実施<br>・県内において文化財を保存・継承できるような拠点施設について速やかにあり方を検討する<br>・拠点施設を中心に活用・発信の積極的な実施<br>・出土文化財のについて、収蔵施設の確保や公開活用の充実のための検討 | 文化財の活用を通じてその価値を広く知らしめることにより、幅広い層からさまざまな形で資金確保を図る<br>・保存修理にあたっての所有者への支援        |
| <b>【県の施策】</b><br>第2章1 | 未指定文化財の調査研究・保護方針検討による着実な指定・選定・選択による保護対象の増加<br>保存継承サイクルの着実な推進<br>個別の保存活用計画策定の推進<br>県所有文化財の修理等の計画的な推進    | 「地域の文化財」として、より多くの人々が参画して、社会全体で支え合うサポーター制度等の仕組みの構築<br>文化財の活用を通じ、理解者の裾野の拡大<br>民間の専門家、保存団体等への支援<br>文化財保存継承の人材確保につながる取組の支援<br>文化財専門職員の研修等の実施  |   |   |   |

## 滋賀県文化財保存活用大綱検討懇話会（第2回）の概要について

1. 開催日時：令和元年（2019年）9月13日 10:00～12:00

2. 開催場所：滋賀県教育委員会室

3. 議 題：滋賀県文化財保存活用大綱の素案について

### 4. 主な意見

#### 大綱策定の背景と目的について

- ・ 滋賀県の考える「発信」とはどのようなものか、定義をするべき。
- ・ 外国人や子どもなど、全く知らない人にもわかりやすく伝える、外へうまく発信できる人材の育成が必要。
- ・ 興味を持った人だけではなく、持ちそうな人への発信も必要である。
- ・ 近代化し機械化することで失われる風習もある。少子化や人口減少だけでなく、その点も書いてもいいのではないか。
- ・ 文化財の定義が「指定」に限定されているように読めてしまう。未指定文化財も含むことがわかるよう表現の工夫が必要。
- ・ 住民に直結している団体が文化財の最前線である。各団体の不断の努力について、どういう取り組みがされているか大綱に記載してはどうか。団体の励みになる。

#### 活用について

- ・ 伝統文化も変化しながら現在に至っている。活用というときに、社会が変化する中で、伝統文化も変化していくということを考えないといけない。
- ・ 日々の生活を続けていくことが活用そのもの。そういったことも活用だと踏み込めば滋賀らしさにつながるのではないか。
- ・ 文化財の活用を何のためにするのか、地域振興の手段としてか、子供たちへの未来の投資なのか、そういったことが分かるように、広げて記載すべき。
- ・ 何のために活用するのか。活用の先に何があるのか、あるべき姿を描いてはどうか。これまでの議論を踏まえ、地域の持続可能性に資するために活用すると明記すべき。
- ・ 学校現場にいる先生たちに対しても社会、美術、音楽等、色々なところにつながっている意識を持っていただけたらと思うので、学校教育との関係をもっと少し書くべき。
- ・ 文化財の活用が目的ではない。地域に愛着や誇りを持たせ、地域に住む人の心を育てることが目的のはず。

### 滋賀県の歴史文化の特徴について

- ・ 用語が難しい。子どもにもわかる表現を。大綱の普及版をイメージしてはどうか。
- ・ 文化財との関わりをもう少し書くとよいのでは。例えば、湖北に仏像がたくさんあるが、その背景に何があるかなど、地域の特色や背景を記載すべきではないか。

### 文化財の保存活用に関する課題等、方向性・将来像、講ずる措置について

- ・ 一番大事とされている人材育成について、5つの柱の中に明記されていないので、柱として人材育成を明確に出してはどうか。
- ・ 多くの文化財があるのに、飾る場所（施設）がないのが滋賀県の現状であり、残念である。
- ・ 地域計画に基づいた悉皆調査を進めて、出てきた文化財の保管場所や避難場所としての位置づけをもっと強調してはどうか。

### 県内の市町への支援の方針

- ・ 未指定文化財を含め、悉皆的に文化財のあぶり出しを行うことは必須。「悉皆調査の支援」とあれば、当然市町がするものとして理解いただける。

---

## 大綱策定のスケジュール

|      |        |              |
|------|--------|--------------|
| 令和元年 | 6月12日  | 検討懇話会（骨子案）   |
|      | 6月27日  | 常任委員会にて骨子案報告 |
|      | 9月13日  | 検討懇話会（素案）    |
|      | 10月7日  | 常任委員会にて素案報告  |
|      | 11月上旬  | 検討懇話会（原案）    |
|      | 12月中旬  | 常任委員会にて原案報告  |
|      | 12月中旬～ | 県民政策コメント     |
| 令和2年 | 2月     | 常任委員会にて最終案報告 |
|      | 3月     | 教育委員会附議      |

※このほか、文化庁、文化財保護審議会、市町等から適宜意見をうかがい、策定を行う。

令和元年10月7日

教育・文化スポーツ常任委員会 資料5  
令和元年（2019年）10月7日  
教育委員会事務局文化財保護課

1  
2  
3  
4  
5  
6  
7  
8  
9  
10  
11  
12  
13  
14  
15  
16  
17  
18  
19  
20  
21  
22  
23  
24  
25  
26  
27  
28  
29  
30

滋賀県文化財保存活用大綱  
(素案)

滋賀県教育委員会

- 1 序章
- 2 1. 大綱策定の背景と目的
- 3 2. 大綱における基本的な考え方
- 4 3. 大綱の位置付け
- 5 第1章 文化財の保存・活用に関する基本的な方針
- 6 1. 滋賀県の概要
- 7 2. 県内の文化財の概要
- 8 3. 滋賀県の歴史文化の特徴
- 9 4. 県内の文化財の保存・活用に関する課題
- 10 (1) 文化財の調査・研究、指定等、保存修理
- 11 (2) 文化財の保存継承を行ってきた環境の変化
- 12 (3) 文化財の活用
- 13 (4) 文化財の収集・保管・公開施設
- 14 (5) 文化財を維持するための資金
- 15 5. 滋賀県において今後目指すべき保存・活用の方向性
- 16 (1) 文化財の調査、指定、保存修理の計画的、确实、着実な推進
- 17 (2) みんなで文化財の保存継承を支え合う社会の構築
- 18 (3) 文化財の多種多様な活用推進
- 19 (4) 文化財を保存・継承・活用・発信できる施設の確保
- 20 (5) 文化財を維持するための資金の確保
- 21 第2章 滋賀県が主体となって行う文化財の保存・活用を図るために講ずる措置
- 22 1. 滋賀県が主体となって行う取組
- 23 (1) 文化財の調査、指定、保存修理の着実な推進
- 24 (2) 保存継承のための人材育成
- 25 (3) 文化財の多種多様な活用推進
- 26 (4) 滋賀県の文化財を県内で保存・継承・活用・発信できる拠点のあり方を検討
- 27 (5) 文化財保護のための資金確保の制度や仕組みづくりを検討・支援
- 28 2. 優先的に取り組むテーマ
- 29 第3章 県内の市町への支援の方針
- 30 1. 相談・助言・連絡調整
- 31 2. 地域計画や保存活用計画策定の支援
- 32 3. 文化財専門職員の資質向上への支援
- 33 第4章 防災・災害発生時の対応
- 34 1. 平時の取組
- 35 2. 災害発生時の対応
- 36 第5章 文化財の保存・活用の推進体制

令和元年10月7日

- 1 1. 文化財保護主管課の体制
- 2 (1) 職員配置状況
- 3 (2) 人材の育成・配置
- 4 2. 関係部局との連携
- 5 3. 文化財保護に係る審議会
- 6 4. 関係団体との連携
- 7 5. 国や他府県との連携

1 序章

2 1. 大綱策定の背景と目的

3 文化財は我が国の長い歴史の中で生まれ、育まれ、先人の不断の努力により現在まで守  
4 り伝えられてきた貴重な財産である。これら文化財は日本の歴史や文化の正しい理解のため  
5 に欠くことのできないものであり、また将来の文化の向上発展の基礎をなすものである。  
6 これら先人の足跡は、すべて我々の存在を語る証としての宝であり、地域の誇りでもある。  
7 今を生きる我々は、文化財保護法（以下「法」という。）に定められているとおり、国民、  
8 所有者、地方公共団体それぞれの立場や役割において、文化財を未来に向けて継承してい  
9 く大きな責務を担っている。

10 しかしながら、近年、少子化や過疎化、人口減少など大きく社会状況が変化する中で、  
11 文化財を取り巻く環境は全国的に見ても大きな影響を受け、文化財の保存継承が危機的な  
12 状況となっている。その結果、文化財の滅失や散逸等の問題が深刻かつ喫緊の課題となり  
13 つつある。特に本県における文化財は、人口当たりの件数が多く、小さな地域コミュニテ  
14 ィーひとつひとつの中で、地域ごとに住民に支えられているという特徴があることから、  
15 その保存継承は、県内全域においても大きな課題となっている。また、これとは別に、近  
16 年地球規模の天候の変化による相次ぐ台風等の大規模な自然災害により、文化財も大きな  
17 被害を受けており、保存と継承に与える影響は大きくなってきている。

18 一方、地域活性化や観光振興などで文化財の活用が求められるなど、文化財への期待は  
19 増大している。

20 これらを受けて、国では文化財の確実な継承に向けたこれからの時代にふさわしい保存  
21 と活用の在り方について検討し、地域における文化財の総合的・計画的な保存活用を進め  
22 ていくために、平成30年度に法改正（以下「法改正」という。）を行い、新たに県におけ  
23 る文化財保存活用大綱（以下「大綱」という。）、市町における文化財保存活用地域計画（以  
24 下「地域計画」という。）、文化財の所有者または管理団体による個別の文化財の保存活用  
25 計画（以下「保存活用計画」という。）の策定を促し、多くの人が参画し、地域社会全体で  
26 地域の文化や経済の振興の核として、文化財を未来へ確実に継承する方策を進めることと  
27 した。

28 また、これとは別に本県においても平成29～30年度に、人口減少を見据えた滋賀の文化  
29 財保護の将来像をつくるため、「滋賀ならではの文化財保存継承プロジェクト事業」として  
30 外部有識者の意見を聴きながら、「滋賀ならではの文化財保存継承のあり方」についての研  
31 究報告をまとめた。その中で、県下の現状と課題を把握し、地域での文化財の在り方を位  
32 置づけ、将来像を明確にした上で、県として今後取り組むべき施策を分野ごとにまとめた。

33 文化財は一度失ってしまえば二度と取り戻すことのできないものである。それゆえに滋  
34 賀の特徴である地域に根付く文化財が、より多くの人々に支えられながら守られていく姿  
35 を滋賀らしい文化財の保存と活用の好循環として位置付け、たくさんの人々と連携するこ  
36 とにより、保存継承を図っていくことが重要であると考えている。

- 1 このような背景のもと、本県の文化財を確実に次世代に継承していくため、文化財の保  
2 存および活用に関する基本的な方針を明らかにし、種々の取組を適切に進めていく上で共  
3 通の基盤なる、総合的な施策を推進するため、『滋賀県文化財保存活用大綱』を策定する。

4  
5

参考 法におけるそれぞれの立場や役割

第 3 条 政府及び地方公共団体は、文化財がわが国の歴史、文化等の正しい理解のため欠くことのできないものであり、且つ、将来の文化の向上発展の基礎をなすものであることを認識し、その保存が適切に行われるように、周到の注意をもってこの法律の趣旨の徹底に努めなければならない。

第 4 条 一般国民は、政府及び地方公共団体がこの法律の目的を達成するために行う措置に誠実に協力しなければならない。

2 文化財の所有者その他の関係者は、文化財が貴重な国民的財産であることを自覚し、これを公共のために大切に保存するとともに、できるだけこれを公開する等その文化的活用を努めなければならない。

3 政府及び地方公共団体は、この法律の執行に当つて関係者の所有権その他の財産権を尊重しなければならない。

6  
7

参考 国の文化審議会答申（「文化財の確実な継承に向けたこれからの時代にふさわしい保存と活用の在り方について」（第一次答申））

Ⅲ. これからの時代にふさわしい文化財の継承のための方策

1. 総合的な視野に立った地域における文化財の保存・活用の推進強化

(1) 必要性和対応の方向性

文化財保護法により多種多様の文化財が守られ継承されてきたが、社会状況の変化等により、文化財の滅失や散逸等が深刻であり緊急の課題となっている。特に、これまで価値付けが明確でなかった未指定の文化財や、指定等文化財と一体性や関連性を有する周辺環境など、貴重な資源が失われつつある。歴史文化基本構想 3 の作成の取組が広まりつつあるように、文化財を幅広く調査・把握し、有形・無形を問わず、文化財やその周辺環境を総体として捉え、継続的・計画的にその保存・活用に取り組むことが重要である。その際には、次世代への継承のため、地域住民や子供たちがその価値に触れられるようにするとともに、まちづくりや地域の活性化などに生かしていくことなどが必要である。

このためには、国や都道府県の単位での取組の重要性はもちろん、これに加え、文化財



やその所有者に最も身近な行政主体である市町村の単位で、地域住民と緊密に連携しながら、消滅の危機にある文化財の掘り起こしを含め、文化財を総合的に把握し、ここから多様な発想を得て地域一体で計画的に保存・活用に取り組んでいくことが極めて重要である。

1

2 2. 大綱における基本的な考え方

3 大綱における基本的な考え方は以下のとおり。

**文化財とは**

ここでいう文化財とは、滋賀県の歴史の中で生まれ、今日まで守り伝えられてきた文化的所産であり、歴史、文化等の正しい理解のために欠くことができないもので、将来の文化の向上発展の基礎をなす県民共有の財産で、文化財保護法、滋賀県文化財保護条例および県内の市町文化財保護条例で定められているものを指す。

**保存とは**

文化財の本質的価値を損なうことなく将来に向けて守り伝えていくことである。

**活用とは**

文化財の持つ本質的価値を損なうことなく活かし、そのもの自身の価値が地域社会や多くの人々に正しく理解され、共有されていくための様々な取組であり、その取組が文化財の適切な保存への好循環を生み出すべきものである。

特に、人々の手で守り、地域と共に生きてきた本県の文化財を大切に思う心の輪が広がり、地域に誇りと愛着が持てるようになる取組を「滋賀の文化財の活用」とする。

4

5

6

7

8

9

10

11

12

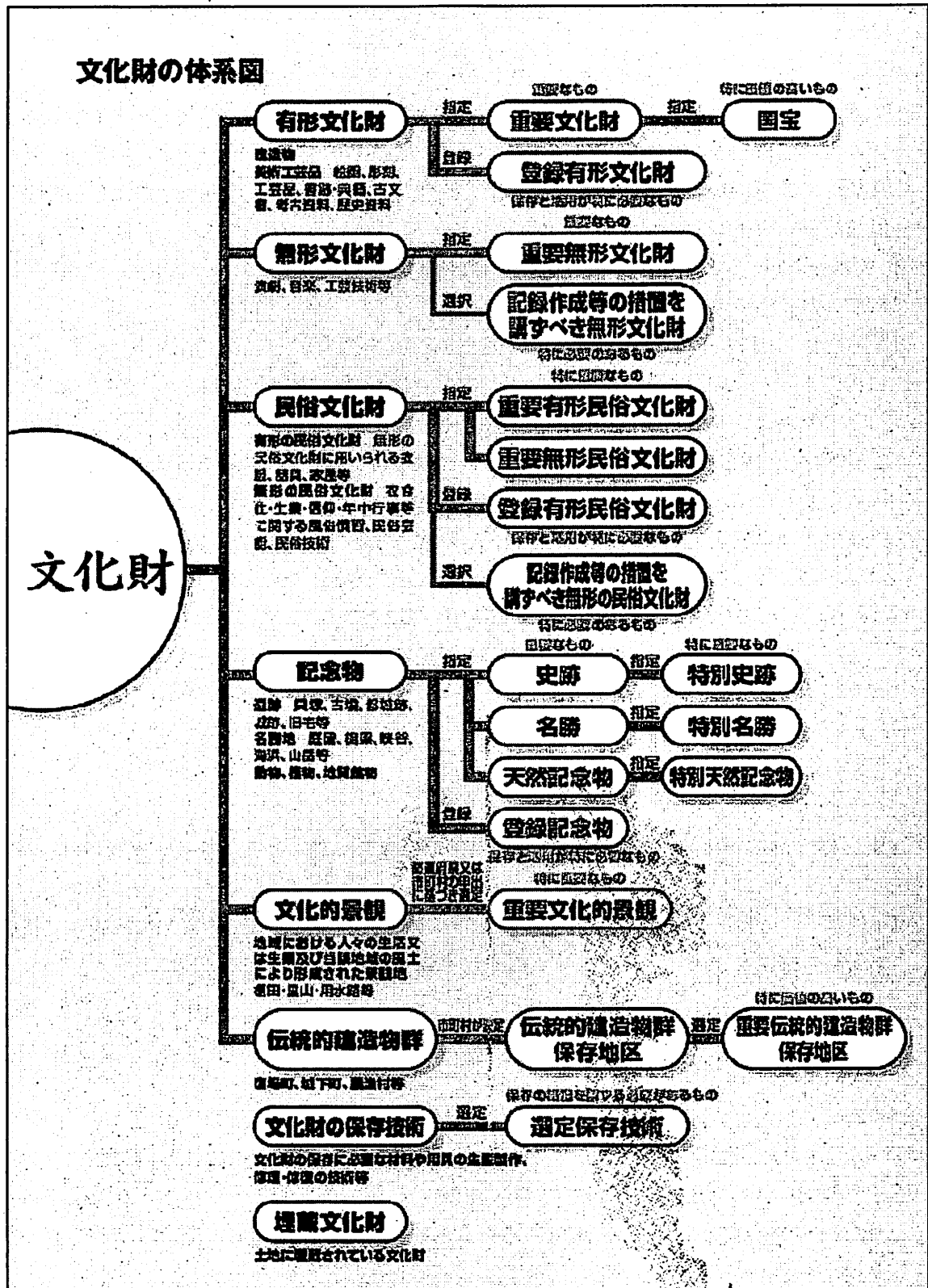
13

14

15

16

1 図1 文化財の体系図



2

3

1

参考 法における「文化財」

第2条 この法律で「文化財」とは、次に掲げるものをいう。

- 1 建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書その他の有形の文化的所産で我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの（これらのものと一体をなしてその価値を形成している土地その他の物件を含む。）並びに考古資料及びその他の学術上価値の高い歴史資料（以下「有形文化財」という。）
- 2 演劇、音楽、工芸技術その他の無形の文化的所産で我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの（以下「無形文化財」という。）
- 3 衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能、民俗技術及びこれらに用いられる衣服、器具、家屋その他の物件で我が国民の生活の推移の理解のため欠くことのできないもの（以下「民俗文化財」という。）
- 4 貝塚、古墳、都城跡、城跡、旧宅その他の遺跡で我が国にとって歴史上又は学術上価値の高いもの、庭園、橋梁(りょう)、峡谷、海浜、山岳その他の名勝地で我が国にとって芸術上又は観賞上価値の高いもの並びに動物（生息地、繁殖地及び渡来地を含む。）、植物（自生地を含む。）及び地質鉱物（特異な自然の現象の生じている土地を含む。）で我が国にとって学術上価値の高いもの（以下「記念物」という。）
- 5 地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地で我が国民の生活又は生業の理解のため欠くことのできないもの（以下「文化的景観」という。）
- 6 周囲の環境と一体をなして歴史的風致を形成している伝統的な建造物群で価値の高いもの（以下「伝統的建造物群」という。）

第92条 土地に埋蔵されている文化財（以下「埋蔵文化財」という。）・・・（後略）

第147条 （前略）・・・文化財の保存のために欠くことのできない伝統的な技術又は技能で保存の措置を講ずる必要があるものを選定保存技術として・・・（後略）

2

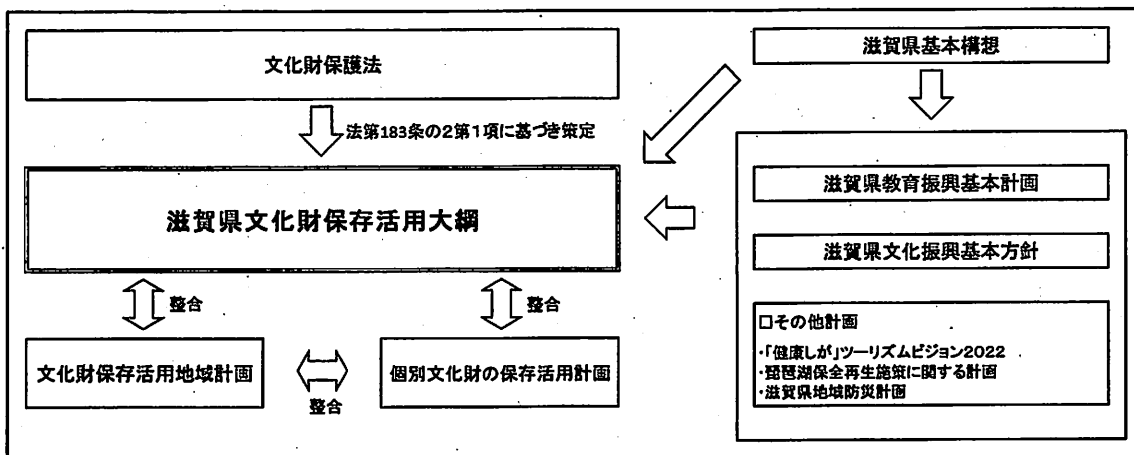
3 3. 大綱の位置付け

4 大綱は、本県における文化財の保存および活用の基本的な方向性を明確化し、県内にお  
5 ける各種の取組を進めていく上で共通の基盤として、法第183条の2第1項に基づき策定  
6 するものである。今後、地域計画や保存活用計画の策定にあたっては、本大綱を勘案し、  
7 大綱に示す文化財の保存および活用に関する基本的な指針に照らして整合性が図られてい  
8 ることが求められるものである。

9

1

2 図2 大綱の位置付け



3

4

5

6

7

8

9

10

11

12

13

14

15

16

17

最も上位の計画である『滋賀県基本構想』（平成 31 年 3 月策定）では、その基本理念の中で「古くから交通の要衝であり、今も多くの人々の往来がある滋賀県は、外部から新しい風を取り入れることにより、滋賀の文化を守りつつも、時代に応じて変化し続けることによって発展してきました」とし、目指す姿の実現に向けて生かすべき滋賀県の特徴として「豊かな歴史や文化芸術」を挙げ、「みんなで目指す 2030 年の姿」の実現に向けた県の施策の方向性として、「1 人 自分らしい未来を描ける生き方 ●誰もが居場所や生きがいを持ち、生涯を通じて自分らしく活躍できる社会づくり ●子どもがたくましくしなやかに生きる力を身に付けるための教育、●生涯学び続け、様々な分野で活躍し続けることができる社会づくり」、「3 社会 未来を支える 多様な社会基盤 ●多様性を認め、互いに支え合う共生社会づくり」、「4 環境 未来につなげる 豊かな自然の恵み ●持続可能な社会を支える学びと暮らしの定着、国際的な協調と協力」と位置付けている。これらの考え方は、文化財の価値を支える最も基本的な方針として位置付けることが出来るものである。

18

19

20

21

22

23

また『滋賀の教育大綱』（『第 3 期滋賀県教育振興基本計画』（平成 31 年 3 月策定）では、三本柱の一つとして「柱 3 すべての人が学び続け、共に生きるための生涯学習を振興する」とし、「滋賀ならではの学習の推進」として、「文化財の保存継承人づくり」「滋賀の文化財の価値や魅力を理解し、郷土への愛着や誇りを広く県民に持ってもらうため、地域活動や学校教育などと連携を図りながら、文化財への理解者と次世代を担う人材を育成していきます」としている。

24

25

26

27

さらに『滋賀県文化振興基本方針（第 2 次）～文化で滋賀を元気に！～』（平成 28 年 3 月策定）では、基本目標の中で「滋賀が目指す将来の姿」として「多様な主体による協働のもとに、自然とともに日々の暮らしの中で魅力ある文化を育み、誰もが誇りや愛着を持てる滋賀」をあげている。その重点施策に「地域で継承されてきた文化的資産の発掘・保存・

1 活用」を位置づけ、主な取組みとして、①滋賀ならではの文化的資産の発掘として「民俗  
2 行事や古文書などの文化財に関する調査の実施」、「琵琶湖や水に関わる滋賀の特色ある文  
3 化資産の発掘・活用」、「歴史・文化資産を生かした観光素材の発掘・活用」、②滋賀ならで  
4 はこの文化的資産の保存と活用として「国宝等の指定文化財や登録文化財などの保存と公開」、  
5 「世界遺産を次世代につなぐ国宝延暦寺根本中堂他 1 棟の保存修理」、「戦国時代の城跡や  
6 古戦場の保存と活用」、「博物館等における歴史的文化的資産の収集・保存・公開」、「滋賀  
7 ならではの伝統文化の継承」、「重要伝統的建造物群保存地区、重要文化的景観などの保存・  
8 継承」、「滋賀県ヘリテージマネージャーの養成支援」、「文化財の活用による地域学習と豊  
9 かな滋賀づくりの担い手育成」などがあげられ、文化財に密接した形での位置づけがなされ  
10 ている。

11 その他関連する計画として、『「健康しが」 ツーリズムビジョン 2022』(平成 31 年 3  
12 月策定)がある。ここでは豊富な歴史的・文化的資産が滋賀県観光の「強み」の一つ、滋  
13 賀県の自然や歴史、暮らしを体感できる滋賀ならではの観光素材づくりが滋賀県観光の「課  
14 題」の一つとされており、「琵琶湖をはじめとした豊かな自然景観や文化財でストーリーを  
15 紡ぐ」ことが戦略とされている。

16 また、『琵琶湖保全再生施策に関する計画』(平成 29 年 3 月策定)では、「景観の整備お  
17 よび保全に関する事項」として「文化庁より選定された重要文化的景観をはじめとする琵  
18 琶湖の文化的景観の保存および整備を推進する。」とされている。さらに、『滋賀県地域防  
19 災計画』では、文化財の保護計画や文化財災害予防計画などで文化財関係の防災計画が示  
20 されている。

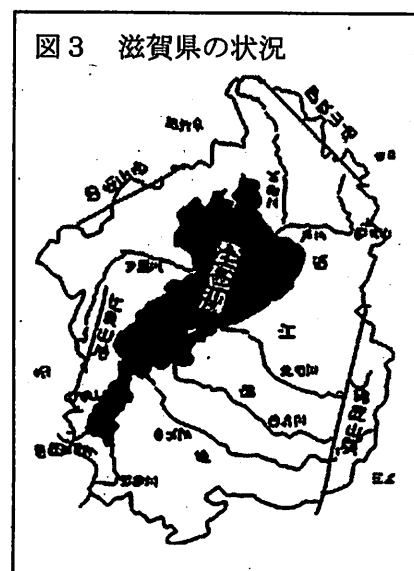
21  
22

## 23 第 1 章 文化財の保存・活用に関する基本的な方針

### 24 1. 滋賀県の概要

25 本県の人口は約 141 万人であり、平成 26 年頃から人  
26 口減少局面に入ったところである。人口の 8 割強が県  
27 南部に集中している。面積は約 4 千平方キロであり、  
28 県土のおよそ 6 分の 1 を占める琵琶湖を真ん中に豊か  
29 かな田園が広がっている。その位置は、日本列島のほぼ  
30 中央に位置し、近畿・東海・北陸の経済・文化を結ぶ  
31 結節点にあたり、全国を東西・南北に繋ぐ鉄道・幹線  
32 道路をはじめとする交通の要衝として、全国有数の内  
33 陸工業県となっている。

34 周りを伊吹、鈴鹿、比叡、比良などの山々に囲まれ、  
35 山紫水明、自然環境にも恵まれており、これらの山々  
36 から流れ出る大小の河川や湧水が扇状地や三角州をつ



1 くりながら琵琶湖に注ぎ、近江盆地を形成している。

2 なお、本県の 500 を超える河川のほとんどは淀川水系であるため、ほぼ全ての河川が琵琶湖につながっている。すなわち、滋賀県は一つの水の流れを全県で共有している、全国でも珍しい県である。

5 また、琵琶湖の唯一の流出河川である瀬田川は宇治川、淀川と名前を変えて大阪湾に注ぎ、一部は琵琶湖疏水から京都へと流れている。琵琶湖は本県をはじめ京都府、大阪府、兵庫県約 1,450 万人の生活や産業を支える貴重な水資源となっているだけでなく、本県の景観を作り出し、信仰や暮らしと密接に関わり、文化芸術を育む源であり、本県の生業、学習、観光の場ともなっている。

10

## 11 2. 県内の文化財の概要

12 本県は国指定文化財が 1,345 件、県指定文化財が 500 件、市町指定文化財が 1,582 件で合計 3,427 件の文化財が指定されている。(表 1 滋賀県文化財指定件数)

14 建造物、美術工芸品、民俗文化財、記念物、埋蔵文化財、重要伝統的建造物群保存地区、重要文化的景観などの各分野で様々な時代の多くの文化財を有しているとともに、県内全域に分布しており、すべての市町で国、県、市町指定文化財が存在している。(表 2 県内市町別文化財指定件数)

18 重要文化財の指定件数は全国 4 位であり、建造物や彫刻は同 3 位、名勝は同 2 位、重要文化的景観選定件数は同 2 位となっており、国宝の指定件数も同 5 位となっている。単位面積あたりの城郭数は全国 4 位であり、全国屈指の文化財保有県となっている。また、琵琶湖の水中を含む県のほぼ全域に約 4,600 か所の周知の埋蔵文化財包蔵地が所在している。

22 世界文化遺産としては『古都京都の文化』(京都市・宇治市・大津市)の構成資産として「比叡山延暦寺」、ユネスコ無形文化遺産としては、『山・鉾・屋台行事』の「長浜曳山祭」、ユネスコ世界の記憶としては『朝鮮通信使に関する記録』があり、さらに、現在暫定リストに記載されている『彦根城』の世界遺産登録も目指している。日本遺産としては、4 つのストーリーの構成資産(「琵琶湖とその水辺景観―祈りと暮らしの水遺産―」、「忍びの里伊賀・甲賀―リアル忍者を求めて―」、「きっと恋する六古窯―日本生まれ日本育ちのやきもの産地―」、「1300 年つづく日本の終活の旅―西国三十三所観音巡礼―」)が認定されている。

30

31

32

33

34

35

36

1 表1 滋賀県文化財指定件数

| 滋賀県内・指定文化財等件数一覧         |                |                   |            |           |                 |          |            |
|-------------------------|----------------|-------------------|------------|-----------|-----------------|----------|------------|
| 平成31年(2019年)4月1日時点(国、県) |                |                   |            |           |                 |          |            |
| ※市町の件数は令和元年5月1日時点       |                |                   |            |           |                 |          |            |
| 種                       | 別              | 国                 | 県          | 市         | 町               | 合計       |            |
| 指<br>定                  | 有形文化財          | 建 造 物             | (22) 186   | 74        | 266             | (22) 526 |            |
|                         |                | 美術<br>工<br>芸<br>品 | 絵 画        | (4) 99    | 47              | 186      | (4) 332    |
|                         |                |                   | 彫 刻        | (4) 379   | 78              | 488      | (4) 945    |
|                         |                |                   | 工 芸 品      | (4) 66    | 48              | 153      | (4) 267    |
|                         |                |                   | 書跡・典籍・古文書等 | (21) 77   | 69              | 159      | (20) 305   |
|                         |                |                   | 考 古 資 料    | (1) 10    | 10              | 48       | (1) 68     |
|                         |                |                   | 歴 史 資 料    | 6         | 10              | 40       | 56         |
|                         |                |                   | 美術工芸品計     | (34) 637  | 262             | 1,074    | (33) 1,973 |
|                         | 小 計 a          | (56) 823          | 336        | 1,340     | (55) 2,499      |          |            |
|                         | 無 形 文 化 財 b    |                   |            | (2) 2     | (4) 4           | (10) 6   |            |
| 民俗文化財                   |                |                   |            |           |                 |          |            |
| 民俗文化財                   | 有形民俗文化財        | 1                 | 10         | 42        | 53              |          |            |
|                         | 無形民俗文化財        | 4                 | 7          | 45        | 56              |          |            |
|                         | 小 計 c          | 5                 | 17         | 87        | 109             |          |            |
| 記念物                     | 史 跡            | (2) 48            | 42         | 88        | (2) 178         |          |            |
|                         | 名 勝            | 18                | 18         | 17        | 53              |          |            |
|                         | 天 然 記 念 物      | (1) 14            | 8          | 45        | (1) 67          |          |            |
|                         | 名 勝 ・ 史 跡      | 4                 | 0          | 0         | 4               |          |            |
|                         | 小 計 d          | (3) 84            | 68         | 150       | (3) 302         |          |            |
| 選 定                     | 重要文化的景観        | 7                 |            | 0         | 7               |          |            |
|                         | 伝統的建造物群        | 4                 |            | 0         | 4               |          |            |
|                         | 選定保存技術         | (5) 5             | (3) 2      | (1) 1     | (6) 8           |          |            |
|                         | 小 計 e          | (5) 16            | (3) 2      | (1) 1     | (6) 19          |          |            |
| A=a+b+c+d+e<br>合 計      |                | (5) (59) 928      | (5) 425    | (6) 1,582 | (18) (59) 2,935 |          |            |
| 選 択                     | 無 形 文 化 財      | 0                 |            |           | 0               |          |            |
|                         | 無 形 民 俗 文 化 財  | 8                 | 75         |           | 83              |          |            |
|                         | 小 計 f          | 8                 | 75         |           | 83              |          |            |
| 登 録                     | 登録有形文化財(建造物)   | 405               |            |           | 405             |          |            |
|                         | 登録有形文化財(美術工芸品) |                   |            |           | 0               |          |            |
|                         | 登録有形民俗文化財      | 2                 |            |           | 2               |          |            |
|                         | 登録記念物          | 2                 |            |           | 2               |          |            |
|                         | 小 計 g          | 409               |            |           | 409             |          |            |
| B=A+f+g<br>総 計          |                | (5) (59) 1,345    | (5) 500    | (6) 1,582 | (16) (59) 3,427 |          |            |

※1 国指定文化財の有形文化財のうち、( )の数値は「国宝」を示し、内数である。  
 ※2 国指定文化財の史跡・名勝・天然記念物のうち、( )の数値は「特別」を示し、内数である。  
 ※3 無形文化財、選定保存技術のうち、( )の数値は「認定者数・団体数」を示す。  
 ※4 有形文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物の欄は「指定」を示す。  
 ※5 選定の欄は「選定」、選択の欄は「選択」、登録文化財の欄は「登録」を示す。

1 表 2 県内市町別文化財指定件数

| 市町別指定等文化財件数（※R1.5.1時点） |         |        |       |         | 市町別構成比率（※R1.5.1時点） |       |       |       |       |
|------------------------|---------|--------|-------|---------|--------------------|-------|-------|-------|-------|
| 市町名                    | 国指定     | 県指定    | 市町指定  | 合計      | 市町名                | 国指定   | 県指定   | 市町指定  | 合計    |
| 大津市                    | 461 1/2 | 81     | 126   | 668 1/2 | 大津市                | 34.3% | 16.2% | 8.0%  | 19.5% |
| 彦根市                    | 81 1/2  | 12     | 88    | 181 1/2 | 彦根市                | 6.1%  | 2.4%  | 5.6%  | 5.3%  |
| 長浜市                    | 109     | 91     | 248   | 448     | 長浜市                | 8.1%  | 18.2% | 15.7% | 13.1% |
| 近江八幡市                  | 109 1/3 | 35     | 95    | 239 1/3 | 近江八幡市              | 8.1%  | 7.0%  | 6.0%  | 7.0%  |
| 草津市                    | 31 1/2  | 16     | 44    | 91 1/2  | 草津市                | 2.3%  | 3.2%  | 2.8%  | 2.7%  |
| 守山市                    | 15 2/7  | 20     | 58    | 93 2/7  | 守山市                | 1.1%  | 4.0%  | 3.7%  | 2.7%  |
| 栗東市                    | 46      | 16     | 75    | 137     | 栗東市                | 3.4%  | 3.2%  | 4.7%  | 4.0%  |
| 甲賀市                    | 85 1/7  | 43     | 147   | 275 1/7 | 甲賀市                | 6.3%  | 8.6%  | 9.3%  | 8.0%  |
| 野洲市                    | 42      | 16     | 71    | 129     | 野洲市                | 3.1%  | 3.2%  | 4.5%  | 3.8%  |
| 湖南市                    | 42      | 11     | 66    | 119     | 湖南市                | 3.1%  | 2.2%  | 4.2%  | 3.5%  |
| 高島市                    | 32      | 23     | 122   | 177     | 高島市                | 2.4%  | 4.6%  | 7.7%  | 5.2%  |
| 東近江市                   | 130 3/4 | 43 1/2 | 201   | 375 1/4 | 東近江市               | 9.7%  | 8.7%  | 12.7% | 11.0% |
| 米原市                    | 34      | 31     | 95    | 160     | 米原市                | 2.5%  | 6.2%  | 6.0%  | 4.7%  |
| 日野町                    | 29      | 18     | 42    | 89      | 日野町                | 2.2%  | 3.6%  | 2.7%  | 2.6%  |
| 竜王町                    | 20 1/2  | 4      | 19    | 43 1/2  | 竜王町                | 1.5%  | 0.8%  | 1.2%  | 1.3%  |
| 愛荘町                    | 38 1/2  | 7 1/2  | 22    | 68      | 愛荘町                | 2.9%  | 1.5%  | 1.4%  | 2.0%  |
| 豊郷町                    | 8       | 2      | 6     | 16      | 豊郷町                | 0.6%  | 0.4%  | 0.4%  | 0.5%  |
| 甲良町                    | 18      | 14     | 25    | 57      | 甲良町                | 1.3%  | 2.8%  | 1.6%  | 1.7%  |
| 多賀町                    | 13      | 10     | 32    | 55      | 多賀町                | 1.0%  | 2.0%  | 2.0%  | 1.6%  |
| 県内一円                   | 0       | 6      | 0     | 6       | 県内一円               | 0.0%  | 1.2%  | 0.0%  | 0.2%  |
| 合計                     | 1,345   | 500    | 1,582 | 3,427   | 合計                 | 1,345 | 500   | 1,582 | 3,427 |

2  
3

4 3. 滋賀県の歴史文化の特徴

5 琵琶湖と滋賀のあけぼの【先史】

6 わが県の歴史は、琵琶湖の成立とともに始まる。約 400 万年前に今の三重県北部にで  
 7 きた湖が徐々に北へ移動し、約 40 万年前にほぼ現在の琵琶湖の形になったとされている。  
 8 後期旧石器時代(約 2 万年前)には関津遺跡(大津市)において角錐状石器が出土しているが  
 9 人類定着の足跡はまだない。本県域において、本格的な定住生活が始まるのは、国内  
 10 最古級の土偶が出土した相谷熊原遺跡(東近江市)など縄文時代草創期(約 1 万 3 千年前)  
 11 以降である。早期になると、琵琶湖の豊かな恵みを本格的に利用する生活が始まり、人々  
 12 は湖岸近くで生活し石山貝塚、蛭谷貝塚、栗津湖底貝塚(大津市)等、我が国最大の淡水  
 13 産貝塚群が形成される。これらの幾つかは琵琶湖の水位上昇により水没し水中遺跡として  
 14 存在しているのも滋賀の大きな特色である。このような安定した人々の生活の基盤を提供  
 15 した琵琶湖の恵みこそが、この時代の滋賀ならではの文化の特徴である。縄文時代後期に  
 16 になると、立柱の祭祀場がある正楽寺遺跡(東近江市)や、配石遺構を伴う大規模な墓地の  
 17 ある小川原遺跡(甲良町)など、精神活動、信仰意識を媒介とした社会の著しい発展が引



1 き起こされる遺跡が発見されている。また、琵琶湖周辺の集落において、本格的な丸木舟  
2 の使用が開始され、これを利用した分業に基づく安定した食料獲得を基礎として、土器や  
3 石器、宝器などに見られる長距離の交流も活発になっていく時代でもある。

#### 4 5 ムラからクニへ、国家の成立を語る遺跡たち【弥生・古墳時代】

6 水稻耕作の伝来とともに始まる弥生文化は、当初、服部遺跡（守山市）、湯ノ部遺跡（野  
7 洲市）のように水の管理が容易な琵琶湖岸に近い土地や、川の後背湿地で開始され、やが  
8 て安定した平野部に拡散していった。弥生時代中期には、大中の湖南遺跡（近江八幡市）  
9 など、安定した集落の経営を実現し、やがて紀元前1世紀ころから下之郷遺跡（守山市）  
10 に代表される環濠集落を生み出した。弥生時代後期になると、社会の大規模な再編成がお  
11 ぐる。下之郷遺跡などの環濠集落は終焉を迎え、伊勢遺跡（守山市）などの新たな地域拠  
12 点形成された。伊勢遺跡は集落の中心に楼閣風建物、方形区画の中に独立棟持柱建物群  
13 やそれらを囲う高床の祭殿などを有し、当時の近畿地方を代表する拠点集落の一つ、クニ  
14 の成立を示す遺跡として位置付けられている。この時代、近畿地方を中心とする新たな地  
15 域社会のシンボルとして見る銅鐸がある。特に滋賀では、大岩山遺跡（野洲市）で出土し  
16 た38個の銅鐸から、畿内に大きな影響力を及ぼす勢力がこの地にあったとされている。そ  
17 の後、これまで地域のシンボルであった銅鐸の祭りが否定され、かわって鏡と墳墓による  
18 地域の統合が行われるようになると、東海地域の統合のシンボルともされる前方後方形の  
19 墳墓と、瀬戸内東部や大和盆地の統合のシンボルともされる突出を有する円形墓が混在す  
20 る。この状況は、まさに西日本と東日本の接点を示しており、文化が拮抗する滋賀の特徴  
21 を示す。

22 3世紀末頃には、雪野山古墳（東近江市・近江八幡市）の前方後円墳、皇子山古墳（大  
23 津市）の前方後方墳など、本県においても安定して古墳が営まれるようになる。そして、  
24 4世紀前半から中頃に、安土瓢箪山古墳（近江八幡市）など、県内最大級の前方後円墳が  
25 いずれも琵琶湖を意識した立地で営まれている状況は、この地域が東国・北陸の門戸とし  
26 て倭王権に重視されていく状況を示している。

27 5世紀前半頃になると、渡来人の活動が認められるようになる。特に琵琶湖南岸では渡  
28 来人による生産活動が集中していた可能性があり、渡来人たちは様々な最新の生産技術の  
29 保持者でもあった。渡来人たちは、やがて継体大王を擁立する強い地域基盤を生み出した。  
30 継体大王は、滋賀と関係の深い大王とされ、擁立基盤とされる高島や長浜には、5世紀中  
31 頃から、渡来人の技術を用いた手工業生産が行われていた。また、6世紀中頃に築造され  
32 た鴨稻荷山古墳（高島市）は、遠く二上山から運ばれてきた巨大な石棺に、当時の倭王権  
33 中枢の「貴族」の正装に身を飾られた被葬者が葬られていた。同じく、継体大王との関係  
34 が深いとされる山津照神社古墳（米原市）においても、金銅製の冠などが出土しており、  
35 倭王権と強いつながりをあつたことを示す。

36

1 常に歴史の表舞台を担う滋賀、都としての滋賀【古代(飛鳥・奈良時代)】

2 律令国家が形成される飛鳥時代から奈良時代にかけて、本県には天智天皇の近江大津宮、  
3 聖武天皇の紫香楽宮、淳仁天皇の保良宮がおかれ、歴代の国司の多くを藤原氏が務めるな  
4 ど、中央の政権と密接な関わりを持ちながら、発展する重要な国となった。大津宮の造営  
5 と相前後する飛鳥・白鳳時代には、県内に 60 か所を超える寺院が造営された。その数は奈  
6 良県、大阪府に次ぐもので、近江がいち早く仏教文化を受け入れ、繁栄してきた証である。

7 朝鮮半島での白村江の敗戦後、国家体制を再構築する必要があった中大兄皇子(天智天  
8 皇)は、667 年、大津宮に遷都を行う。大津宮では、古代国家建設に向けて最初の全国的な  
9 戸籍が作られ、近江令の編纂が試みられた。近江大津宮の時代の重要性を示すものである。  
10 壬申の乱により大津宮は短命の内に廃絶に至る。乱の舞台ともなった瀬田橋は、この時代  
11 に建設されており、以後各時代の重要な交通の要所となっている。発掘調査では唐橋遺跡  
12 (大津市)として橋脚の遺構が見つかり東山道をはじめとした幹道の整備も着実に  
13 進められていたことがわかる。わが国が律令国家への歩みをはじめた国政の舞台は史跡近  
14 江大津宮錦織遺跡(大津市)として残っている。

15 さらに、大津宮時代には、国家による仏教振興が図られた。天智勅願の寺院である崇福  
16 寺など、大津宮を取り囲むように寺院が建立、あるいは既設の寺院の改修が進められた。  
17 こうした大津宮を取り囲む寺院は、後に日本仏教の拠点となる比叡山延暦寺の起点ともな  
18 っていく。

19 紫香楽宮(甲賀宮)は、天平 14 年、聖武天皇の離宮として造営され、天平 17 年正月に  
20 は甲賀宮として正式な宮都とされた。天皇は紫香楽の地に廬舎那仏(大仏)を造営するこ  
21 とを発願し、甲賀寺において大仏の造立が開始されたが、地震や宮の周囲の山火事などが  
22 相次いだことから、都は奈良に戻され、大仏造立の志は奈良の東大寺へと引き継がれてい  
23 った。

24 また、都に対する滋賀の役割の一つに、物資供給は無視できない。律令制のもとでは田  
25 地の広さや戸口の多少などを基準として諸国を大・上・中・下の四種に分けたが、近江国  
26 は「大国」の一つとされ、畿内近国中最大の水田面積を誇っていた。豊かな穀倉地帯から  
27 は、租税や都市生活者の食糧として長年にわたって多量の米穀が送られた。さらに、近江  
28 は麻や綾、絹などの繊維製品、鮒・鱒・鮎などの水産物の生産国として都の生活文化を支  
29 えるとともに、瀬田丘陵生産遺跡群(大津市)をはじめとした鉄の生産遺跡も多く、また  
30 杣が設置されるなど国家の経営基盤における原材料の供給地帯として密接な関わりを持っ  
31 ていた。

32  
33 華ひらく仏教文化【古代(平安時代)】

34 最澄は近江の渡来系氏族を出自とし、修業のために比叡山に籠もり、のちに桓武天皇の  
35 命で中国・唐に渡った。帰国ののち天台法華宗を公認されて、新時代の仏教を担う人材育  
36 成に心血を注ぎ、やがて、比叡山から日本仏教の主流をなす数々の人材(円仁、円珍、良

1 源、源信、法然、親鸞、日蓮、栄西、道元、一遍、真盛ら)を輩出していくことにつな  
2 がる。天台宗は総合仏教であったが、特に中国から新しくもたされた密教が朝廷や貴族に  
3 歓迎され、延暦寺・園城寺を中心に天台仏教が華ひらいていく。十一面観音像や両界曼荼  
4 羅などの密教美術が制作され、県内各地に伝わっている。また、比叡山で修業した源信に  
5 よってリードされ、阿弥陀浄土への往生を願う浄土教は、貴族はもとより庶民層にも大い  
6 に信仰を広めた。そのため、阿弥陀如来像や来迎図などの浄土教美術が多く生み出された。  
7 これらを通して、仏教の教えが静かに近江の民衆の中へ浸透していった。

8 さらに、平安時代の中期以降、延暦寺や園城寺、日吉社など天台系寺社の保有する荘園  
9 が近江の各地に展開し、それぞれの荘園内にも多くの寺院や神社が建立された。平安から  
10 鎌倉時代にかけて創建された寺社の中には、再建や修理等を繰り返して現在も古い建造物  
11 を伝えている事例が多い。古代から中世にかけての寺社建築や仏像彫刻などの美術工芸品  
12 が豊富なことが、滋賀の文化財の大きな特色である。

13

14

#### 15 豊かな生産力を背景とした「自立性」【中世(鎌倉・室町時代)】

16 平安末期、一族をあげて源頼朝の挙兵に参加した近江源氏佐々木秀義は、源平争乱で活  
17 躍し、その功績により嫡男の佐々木信綱が近江守護に補任され、以後、佐々木氏が守護職  
18 を継承する。佐々木氏は鎌倉中期に大原・京極・六角・高島の四家に分かれるが、織田信  
19 長の近江進攻を迎える永禄11年まで、佐々木惣領家である六角氏が近江守護職を継ぎ、京  
20 都と近江でその権勢を誇る。琵琶湖の恵みから得た豊かな生産力とそこから生み出される  
21 経済力を基礎として、人々は力強い暮らしを始める。まさに中世の近江の特徴を一言でい  
22 うならば「自立性」という言葉がふさわしい。近江国の豊かな生産力を背景に、在地諸勢  
23 力は自立性を高めていったといえるであろう。自立的な在地勢力の代表が国人と呼ばれる  
24 在地の武家領主たちである。彼らは、守護六角氏の被官でありながら、自立した領主権力  
25 として独自に在地支配を展開していた。中でも戦国時代に湖北に独自の勢力を誇った浅井  
26 氏は、北近江の国人領主連合の盟主として主家である京極氏を凌駕し、守護六角氏と勢力  
27 争いを繰り広げるようになる。

28 武家領主以外の村や町などの集落が自立した在地勢力があり、中世の近江には琵琶湖や  
29 河川から引き込んだ大小の溝で区画された集落が発達した。堀で囲まれた集村の在り方は  
30 最も滋賀らしさを示している。そこでの暮らしは在地で生産調達した物品だけでなく、国  
31 内各地の産物、さらには中国から輸入された青磁や白磁の陶磁器なども日常的に使用され  
32 ており、東西南北の流通を結ぶ交通の要衝の地として人や物の広範な交流が活発に行われ  
33 ていた。こうした自立性の強い集落の代表が「惣村」である。中世近江の荘園や農山漁村  
34 では惣村と呼ばれる村落自治組織が発達するが、村落に住む構成員の合議制により運営さ  
35 れるのが特徴で、強い平等意識と連帯意識によって結合していた。国宝菅浦文書・大島奥  
36 津島文書、重文今堀日吉神社文書などの中世の村文書にその具体的な姿が伝えられている。

1 「惣村」など自立性と自治性の強い、中世以来の歴史を持つ村落が強固な力で守り続け  
2 られた結果として、今もあるその姿が文化的景観や日本遺産と言う形で評価されている。

3 また、惣村以外にも、比叡山の門前町で馬借と呼ばれる運送業が栄えた坂本や、諸浦の  
4 親郷と呼ばれた堅田、琵琶湖最大の港湾都市・大津など日本を代表する中世都市が隆盛す  
5 るとともに、後に一向一揆の拠点となる金森や三宅、湖北十ヶ寺等を中心とした寺内町、  
6 そして湖東三山などの山岳寺院もそれぞれに自治を実現させて城塞寺院化など、滋賀には  
7 他にはない特質を多々認めることができる。

### 9 「近江を制する者は天下を制する」城づくりの先進地近江【戦国時代】

10 戦国時代になると、近江は中央の政争に深く関与することとなった。室町幕府 9 代将軍  
11 足利義尚は寺社本所領を押領する近江守護の六角高頼を屈服させるため、近江国栗太郡鈎  
12 (栗東市)の地に出陣したが、陣中で病没するまでの一年半の間、鈎の陣では征夷大將軍  
13 を中心に、中央官僚が補佐して国政・外交上の意思決定や訴訟に対する裁定、文書発給  
14 などの行政事務などが行われ、近江は中央政権の所在地そのものであった。その後、将軍  
15 をはじめとする室町幕府の中樞は大きく分裂し、両者の勢力争いの中で、敗れた将軍が京  
16 都を追われる事態が頻発する。京都を追われた将軍は有力守護を頼って京都復帰をもくろ  
17 むが、そうした中で 11 代将軍足利義澄・12 代将軍足利義晴・13 代将軍足利義輝が、しば  
18 しば六角氏を頼って朽木・坂本・桑実寺など近江に在国し、六角氏の援助により京都復帰  
19 を果たす。これらの争いの中で、在地諸勢力が自立性を背景として自力救済のため防御施  
20 設として地域では様々な形の城が築かれる。その結果、近江の城郭は約 1300 を数え、この  
21 数は、全国でも 4 番目という多さで、この時代の最大の特徴となっている。

22 戦国期に近江国内で独自の地域勢力として存在していたのが甲賀である。甲賀は地域の  
23 国人衆が連合して自治を展開し、守護六角氏からは自立し、戦国末期には郡中惣と呼ばれ  
24 る組織が成立した。これらは後に生まれる甲賀忍者の伝承にかかる素地を作っている。

25 近江が中世から近世へと移り変わる端緒となる大きな出来事として、永禄 11 年の織田信  
26 長の近江進攻がある。京都西国の結節点であり、琵琶湖という水路を有する滋賀の地を掌  
27 握することに成功した信長は、天下布武の拠点として安土城を築く。安土城以外にも、琵  
28 琶湖の周囲には明智光秀の坂本城や、羽柴秀吉の長浜城、織田信澄の大溝城が築かれ、琵  
29 琶湖を取り囲むように、湖岸に築かれ、近くに湊と主要街道を有する水陸両方の交通の要  
30 所としてネットワーク化を図った。そして「近江を制する者は天下を制す」といわれるよ  
31 うに、近江そして琵琶湖を一元的に支配する最初の武家領主権力となったのである。信長  
32 の死後、その後継をめぐる争いは豊臣秀吉が引き継いだ。秀吉は在地諸勢力の存続を認め  
33 ず、近江は秀吉領国としての色合いが濃くなっていく。信長時代に拠点城郭とされた安土  
34 城や坂本城は廃城となり、かわって八幡山城や大津城が築かれた。

### 36 安定した秩序ある社会の形成と経済・文化の発展【近世(江戸時代)】

1 近世に入ると、近江における政治支配の様相は一変した。慶長5年に関ヶ原合戦で覇権  
2 を確立した徳川政権は、大津、長浜、八幡などを直轄地として支配するとともに、譜代大  
3 名である井伊家を彦根城（当初は佐和山城）に、本多家を膳所城に封じて京・上方へ対す  
4 る軍事拠点を形成した。幕藩体制のもとで他に中小藩として大溝藩（高島市）、宮川藩（長  
5 浜市）、山上藩（東近江市）、仁正寺藩（日野町）、水口藩（甲賀市）、三上藩（野洲市）、堅  
6 田藩（大津市）などが置かれたほか、仙台藩や金沢藩など大藩の飛び地所領や旗本、社寺、  
7 公家らの知行地が複雑に入り組んだ形で細分給付され、割拠されていた。

8 一方、徳川幕府の政策による安定した秩序ある社会のなかで、日本の大動脈として整備  
9 された東海道と中山道の二大街道がともに近江を貫き、宿場や立場などが賑わうことで、  
10 流通経済の発展をもたらした。街道を通して、中世から活動をはじめていた遠隔地商人集  
11 団である「近江商人」は、北海道から九州まで、全国を股にかけて活躍するに至った。代  
12 表的な近江商人は江戸・京都・大坂の「三都」を中心に、関東・東北地方などにも大規模  
13 な「出店」を構えながらも、近江国内の出身地にも本家・本宅を維持して故郷の経済、文  
14 化発展にも貢献したため、近江八幡や五個荘金堂、日野などに伝統的建造物群が築かれ、  
15 地域の社寺にも豪華な建造物や美術工芸品の数々が伝えられている。近江商人は近世画人  
16 のパトロンともなり、商人出身の画人として高田敬輔らを輩出している。狩野山楽、海北  
17 友松、中江藤樹、雨森芳洲、木内石亭、国友一貫斎ら出身の文化人が多く出た背景にも、  
18 近江の経済的繁栄と文化レベルの高さが明確に存在している。また、俳聖・芭蕉はたびた  
19 び近江を訪ね、県内からも多くの弟子が入門した。彼ら近江の門人と芭蕉は心温まる交流  
20 で結ばれ、芭蕉自身も近江を深く愛し「旧里（ふるさと）のようだ」と感じたため、自ら  
21 遺言して琵琶湖畔の義仲寺（大津市）に葬られた。

22 また、神社が地縁社会としての集落に不可欠の組織であったことや、幕府の宗教政策に  
23 よる寺院の寺請檀家制、本寺末寺制度等により、神社や寺院への信仰が広がり、優れた多  
24 くの社寺建築が建立された。庶民による西国三十三所観音霊場などの霊場めぐりや社寺参  
25 詣も盛んになり、地域の経済や文化が活況を呈したことも見逃せない。

26

### 27 日本社会に貢献した「滋賀県」の近代化【近現代】

28 明治維新以後も、滋賀県は近代化する日本社会の中で、一定の役割を果たしつつ発展し  
29 た。「滋賀県」の始まりは明治5年1月19日である。太政官の布達でそれまでの大津県を  
30 「滋賀県」と改称した。慶応4年3月、新政府は幕府の大津代官所を接收し大津裁判所を  
31 設置し、旧代官所による幕府直轄地の行政権を引き継いだ。同年閏4月、大津裁判所は大  
32 津県と改称。大津県は各藩領や旗本知行所などの合併を繰り返して政府直轄地を拡大し、  
33 明治5年に「滋賀県」と改称した。この段階では近江南部および西部の地域を管掌してい  
34 た。さらに明治5年9月、滋賀県は近江北部・東部地域を所管する「犬上県」を併合し、  
35 近江一国を管轄下に収め現在の県域の姿が確定した。それ以後は、明治9年8月から同14  
36 年2月まで現在福井県に属している旧敦賀県の敦賀・三方・遠敷・大飯の四郡を編入した

1 時期があることを除いて県域に変化がなく、県名も一貫して「滋賀県」のままである。

2 近代の滋賀県では、交通網が大きく発達した。明治初期には琵琶湖水運に蒸気船の運航  
3 が加わって活況を呈し、鉄道についても明治 13 年 6 月に京都～大津間が開通したのを皮切  
4 りに、全国の中でもいち早く整備が進んで、明治 22 年には東海道線が全通することによっ  
5 て近代日本交通の幹線の中に位置付いていった。これにより、その後、鉄道拠点が発達し、  
6 湖上交通の要所が衰退していくこととなる。琵琶湖の治水と利水は近代滋賀県の重要問題  
7 であり、明治 23 年の琵琶湖疏水（第一疏水）竣工や明治 38 年の南郷洗堰建設などによっ  
8 て、課題の解決が図られた。

9 大正期に入ると琵琶湖の豊富な水資源を背景に大津や長浜、彦根などに繊維工業の大工  
10 場が立地することとなり、人絹・レーヨン生産は世界的に大規模な生産量を占めるに至っ  
11 た。明治 20 年代頃より家内工業から工場制工業へ転換が始まり繊維産業が急成長し、さら  
12 に大正末頃から人絹生産が活況となり、大規模工場が操業することとなる。近代において  
13 も経済関係の担い手は近世以来各地で活躍した近江商人であったが、活動の拠点は東京・  
14 京都・大阪の大都市や北海道、北関東等であったため、県下に大規模な近代企業は育って  
15 いない。ただし、強い郷土意識を有し地元への利益還元(銀行設立、鉄道敷設、工場開設、  
16 土木工事への出資等)が行われた。そうした状況から、近代における県下の建築・土木活動  
17 は大正期から昭和初期にかけてがひとつのピークを迎えた。

18 教育関係では、旧制の小学校、中学校、高等学校や商業学校の設置が次々に設置。また  
19 キリスト教伝導の拠点としてヴォーリス等が設立した近江ミッション(後に近江兄弟社へ改  
20 称)は、教育、実業、建築活動等に多くの足跡を残した。

21 なお、日本における司法の独立が確立された事件として知られる「大津事件」の舞台も  
22 滋賀県であり、その関係資料は「大津事件関係資料」として滋賀県(滋賀県立琵琶湖文化  
23 館)が所有している。このように滋賀の各地域には、日本の近代化に寄与した近代化遺産・  
24 産業遺産、また各時代の戦跡遺跡が数多くのこされている。

25

26 悠久の時代を越え、今に受け継がれる暮らし、祈りと感謝の姿【民俗】

27 滋賀県には暮らしのなかで受け継がれる民俗文化財が豊富であることも大きな特徴であ  
28 る。農業や漁業、山仕事などの生業と信仰とが深く結びついた「祭り」や諸行事が地域の  
29 なかで数多く継承されている。中でも近世都市の繁栄の中から発展していった曳山祭礼や  
30 左義長祭りは大規模で、代表的な存在である。また、サンヤレ踊り、ケンケト祭りや長刀  
31 振り、太鼓踊りといった風流踊りの系譜をひく民俗芸能が各地の祭礼行事のなかで踊られ  
32 ている。一方で、生活文化に密着したオコナイ、盆行事、松明行事、野神行事、山の神行  
33 事など県内各地でひっそりと伝承され、先人の文化的伝統を継承する大切な行事も多い。

34 琵琶湖やその内湖、そこへ流れ込む河川などで行われている漁労習俗は多様であり、そ  
35 れに用いられてきた用具類や船なども多種に及ぶ。古くから多くの人が漁労に従事してき  
36 た滋賀県の特徴であり、捕獲された魚介類を食することについても、鮎ずしに代表される

1 ように豊かな食文化を育んできた。

2 ロクロ（轆轤）を使って木材をくりぬき、椀や木鉢、盆などの木地（きじ）をつくる職  
3 人のことを「木地師」「木地屋」という。江戸時代の近江でも、高島市朽木などの地域に木  
4 地師の集団があり、盛んに生産活動が行われてきた。さらに東近江市永源寺地域東部にあ  
5 る蛭谷（筒井公文所）、政所（高松御所）の二か所は、日本における「木地師根源地」とし  
6 て知られる。全国の木地師は、みずからの出自と技術のルーツが近江にあることを信じて  
7 おり、今なお蛭谷と政所は特別な聖地、根源地として尊ばれている。

8 こうした生業と結びつく形で滋賀県には暮らしのなかで受け継がれてきた伝統の手わざ  
9 も数多くある。信楽焼や彦根仏壇、長浜仏壇のように一大産地を形成しているものもある  
10 が、多くは藍染や邦楽器糸制作、青花紙制作など家業としての細々と続けられている状況  
11 である。

12 このように生業や衣食住、冠婚葬祭などにかかる有形無形の様々な民俗文化財が県内全  
13 域に伝わり、滋賀県が「民俗文化財の宝庫」と呼ばれるにふさわしい、際立った特徴を示  
14 している。

15

#### 16 4. 県内の文化財の保存・活用に関する課題

##### 17 (1) 文化財の調査・研究、指定等、保存修理

18 本県では豊かな歴史文化を背景に数多くの文化財が現在に残されてきた。明治時代以降、  
19 我が国の文化財保護制度が開始された時期から文化財として指定されたものが数多く存在  
20 する。戦後の文化財保護法、県および市町の文化財保護条例により非常に多くの指定を行  
21 い、保護を図ってきた。また、県内には数多くの埋蔵文化財が所在しており、これらは開  
22 発事業に伴う埋蔵文化財の記録保存調査を実施し、調査で明らかとなった重要な遺跡につ  
23 いては史跡指定等により現状保存の措置を講じてきた。

24 しかし、これまでの滋賀県の歴史と文化を考えると、県内にはまだまだその価値が知ら  
25 れていない文化財や発見されていない文化財が数多く存在すると考えられている。これら  
26 未指定文化財を含む文化財全体についての調査や研究については今後とも課題である。昨  
27 今の社会情勢の中、これまで保存継承されてきた文化財が滅失の危機に瀕しているものも  
28 多くあり、速やかにその実態を把握し、適切な保護策を講じていくことも喫緊の課題であ  
29 る。

30 また、保存継承を図るには、計画的かつ迅速な保存修理の実施が望まれるところである  
31 が、指定されている文化財であっても、必ずしも円滑に保存修理が進んでいるとは限らず、  
32 まだ未達のもの数多くあるのが現状である。

33

##### 34 (2) 文化財の保存継承を行ってきた環境の変化

35 すべての文化財は先人たちの絶え間ない努力により現在に受け継がれてきており、現代  
36 を生きる我々は未来に引き継いでいかなければならない責務がある。しかしながら、近年、

1 少子化による人口減少、地域からの若年層の人口流出による過疎化、価値観の多様化によ  
2 り、これまで文化財を守ってきた地域力が低下している。また、地域における日常生活と  
3 文化財や信仰との関わりが薄くなり、人々の文化財に対する意識が変化したこともあり、  
4 これまでのような保存継承が難しくなりつつある。さらに、従来文化財を適切に保護する  
5 役割を担っていた文化財周辺の自然環境も、生活環境の変化や自然災害等によって、荒廃  
6 が進んでいる場合も見受けられる。

7 文化財は伝統的な材料や技法により成り立っており、周期的な修理が必要不可欠である  
8 が、後継者の減少とともにその知識と技術の保存継承が難しくなっており、今後の修  
9 理にも影響が出る可能性がある。文化財を構成している諸材料は、市場規模が小さく、か  
10 つその特殊性や希少性などから産業化には程遠く、むしろ縮小化傾向にあるなど保存継承  
11 への警鐘が鳴らされている。

12 文化財は時として、様々な要因による危機的な状況に直面することがある。文化財その  
13 ものが持つ物質的な特性からくる環境や経年変化による劣化は当然のことながら、各時代  
14 を通じて、大雨や台風などの風水害、積雪、阪神大震災や東日本大震災、熊本地震のよう  
15 な巨大地震など自然災害による被害を受けてきた。さらには盗難や汚損などの人為的被害  
16 により保存継承が危ぶまれる事態の発生も大きな課題である。

17 また、文化財は高度な技能が必要な専門性の高い分野であり、専門性に応じた保存と継  
18 承の理念や実践に基づいた保護の政策が実行されていく必要があるが、文化財行政の専門  
19 職員については、専門分野や年齢構成に偏りがあり、世代交代の難しさから技術の伝承が  
20 困難になっているほか、専門職員の配置がなされていない市町もある。

### 21 22 (3) 文化財の活用

23 これまでの文化財行政は、保存を最優先とした相対的に閉鎖性の高いものであったため、  
24 歴史研究の対象とする学術的なもの以外の価値や意義を正しく広く浸透させることができ  
25 なかった。自らが守るものの価値が分からなければ、それを守ろうとする意識も生まれて  
26 こない。近年これらの反省のもと、公開活用を強化し、保存と活用を両立させる方針へと  
27 転換されつつあり、保存と活用の好循環を生み出すことが課題となっている。しかしなが  
28 ら、文化財は、有形・無形の多種多様な文化的所産からなり、取扱に細心の注意が不可欠  
29 な脆弱な文化財、社会の中で適切に活用されなければ継承がままならない文化財も存在し、  
30 文化財の種類・性質による特質がある。したがってそれぞれの特性や脆弱性についての正  
31 しい認識の下に、適切な取扱いがなされる必要がある。

32 これまで様々な形で活用が図られてきたが、そのノウハウや経験が不足している。今後  
33 は、文化財に関わる人を増し、文化財を保存継承するための人材や資金確保のためにも活  
34 用の幅、種類をさらに広げていく必要がある。

35 一口に活用といっても様々な活用があり、生活を豊かにする学びや地域内のコミュニケ  
36 ーションツール、運動を兼ねた文化財巡りといった身近なものから、観光や経済振興の資



1 源としようとするものまで、活用の在り方や方向性も多種多様であるため、活用の目的、  
2 本質をしっかりと位置付けながら、各分野、個別の文化財に応じて推進することが必要不  
3 可欠である。

#### 4 5 (4) 文化財の収蔵・保管・公開施設

6 文化財を保存継承していくためには、文化財が適切に収蔵・保管管理され、公開活用が  
7 図られなければならない。文化財の所有形態は、個人、宗教法人、各種団体、地方公共団  
8 体、地域により共同で所有されるものなどがある。特に地域により共同で所有されるもの  
9 については、地域力の低下により、従来どおりに収蔵・保管管理することが難しくなりつ  
10 つあり、公開活用も危ぶまれる事態となりつつある。文化財は、その文化財が生み出され、  
11 守り伝えられてきたその場所にあることにも価値があるものが多い。しかし、その場所  
12 の保管管理が難しくなってきた文化財は、所有権の移転や、それに伴う県外流出などのお  
13 それがあり、本県の歴史を語る上で大きな損失となる。

14 県内ではこれまで文化財の公開活用を図っていくために、昭和中期から平成初期にかけ  
15 て県立、市町村立、私立の博物館・美術館・資料館や文化財収蔵施設が整備されてきたが、  
16 施設の老朽化が進んでいる。また、博物館等においては開館当時先進的だった展示内容や  
17 手法の陳腐化や収蔵品の増加に伴う収蔵庫の狭隘化などが生じており、現状では県民や関  
18 係者等のニーズに対応できていない。これら施設の老朽化と施設を維持する組織運営に対  
19 する対策が急務である。

#### 20 21 (5) 文化財を維持するための資金

22 文化財を所有、管理する個人、法人、地域等が、文化財を保存継承していくためには、  
23 資金が必要である。

24 個人や地域等においては、世代交代や地域力の低下により文化財の保存継承に対する意  
25 義や意識が失われ、公的助成制度の活用を希望する場合であっても、自己負担金を確保で  
26 きない事態が発生している。また、有力社寺においても、大規模な保存修理を短期間で繰  
27 り返し実施することが経費的に難しくなっている。

28 一方、近年、地方公共団体においても、計画的に予算を配分することが難しくなること  
29 もあり、保存修理が十分に実施できない状況が生じている。

30 本県では、これらに対応するため平成 25 年度に「滋賀県文化財保存基金」を造成し、所  
31 有者が計画的に保存修理を図れるように取り組んできた。このことによりそれまで停滞し  
32 ていた保存修理に活路が開かれ、危機に瀕していた文化財の保護が図られつつあるが、全  
33 国でも有数の文化財を保有している中で、文化財の維持するための資金の在り方や確保の  
34 方法について改めて検討する必要がある。

1 5. 滋賀県における今後目指すべき保存・活用の方向性

2 文化財を未来に向けて保存継承していくためには、文化財の所有者だけでなく、地域住  
3 民や民間団体、そして国、県、市町の行政機関が協力し、地域総がかりで多くの人々が関  
4 わりながら文化財の保存と活用を進めていくことが重要である。

5 調査・研究、指定、保存修理から活用・発信への好循環を生み出していくことにより、  
6 地域が元気になり、それによって文化財の保存継承が図られていく。

7  
8

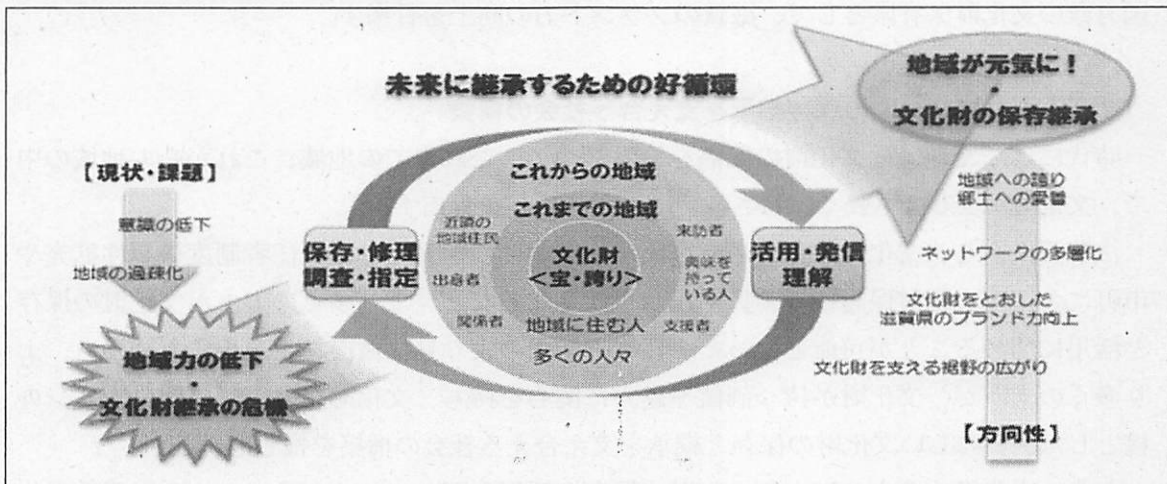
目指すべき保存・活用の方向性

これまで人々が暮らしや生業の中で育み、慈しみ、地域で大切に守り伝えてきた文化財の価値を、より多くの人々が享受し、共感することで、文化財を育んだ地域への理解や関心、協力の輪が広がる。

この広がりによる多くの人々の関わりによって形作られる「これからの地域」が、地域で育まれた文化財をこれからも大切に守り伝えていく姿を目指す。

9

10 滋賀県らしい文化財の保存活用のイメージ図



11

12

五つの柱

- (1) 文化財の調査、指定、保存修理の計画的、確実、着実な推進
- (2) みんなで文化財の保存継承を支え合う社会の構築
- (3) 文化財の多種多様な活用推進
- (4) 文化財を保存・継承・活用・発信できる施設の確保
- (5) 文化財を維持するための資金の確保

13

14

1 (1) 文化財の調査、指定、保存修理の計画的、確実、着実な推進

2 文化財を確実に未来に継承していくためには、調査・研究、指定、保存修理から日常管  
3 理までを確実に行っていく必要がある。

4 地域計画を策定するにあたっては、地域に所在する未指定文化財を含めた多様な文化財  
5 を総合的に調査・把握することが求められており、そのことが地域社会全体で次世代へ確  
6 実に継承していくための大きな一歩となる。これまで価値付けが明確でなかった未指定文  
7 化財について、引き続き調査研究を進め、指定、登録、選定、選択の対象となり得るもの  
8 については、着実に指定等に向けた取組を進める。

9 なお、これらの調査や指定により、地域における文化財の価値の顕在化を図ることがで  
10 き、災害時における被害状況の収集、盗難への対策等にもその情報を活用することが可能  
11 となる。

12 また、指定等による保護を受けた後も、日常的な維持管理と保存修理を文化財の保存継  
13 承のサイクルとして位置づけ、計画的に進める必要がある。定期的な保存修理は文化財を  
14 継承するためのものであるが、修理技術の伝承の場でもあり、文化財を確実に未来に継承  
15 していくためには大変重要である。

16 これらのことから、今まで以上に、調査、指定、保存修理を確実に着実に推進し、全  
17 国で数々の文化財保有県として、滋賀のブランド力の向上を目指す。

18  
19 (2) みんなで文化財の保存継承を支え合う社会の構築

20 時代に応じた地域と文化財の関係を模索しつつ、これまでの地域、これからの地域の中  
21 で、文化財が少しでも長く維持され、継承される姿を目指す。

22 法改正により、文化財保存活用支援団体指定制度の創設や管理責任者制度の要件拡充や  
23 市町において文化財保護指導委員が設置可能となるなど、より多くの人々が文化財の保存  
24 と活用に関わることが可能となった。保存と活用のより良い循環を生み出すためにも、よ  
25 り多くの人々が、文化財が持つ価値や魅力に関心を持ち、文化財をコミュニケーションの  
26 核とした滋賀らしい文化財の保存と継承を支え合える社会の構築を推し進める。

27 なお、より多くの人々により文化財の保存と活用を図っていくために、文化財行政の体  
28 制整備や職員の世代交代により、技術の伝承を円滑に進める。さらに、大学や研究機関、  
29 その他専門的能力を有する潜在的な人材、またこれを応援して支えていこうとしている人  
30 たちの活躍できる場の構築や連携を推進する。

31  
32 (3) 文化財の多種多様な活用推進

33 文化財は、我が国や各地域の歴史や文化を認識させ、魅力あふれる地域づくりの礎とな  
34 り、コミュニティーの活性化に寄与するものである。近年、地域における人口減少の食い  
35 止めや産業振興の素材として、一部では文化財が観光振興に活用されたり、まちづくりの  
36 核として位置付けられたりする動きがあり、地方創生に貢献している。

1 また、社会状況の変容に伴い危機に瀕した文化財を未来へ継承するための方策として、  
2 維持保全するための資金確保や担い手拡大につながる活用を行うことが重要となる。これ  
3 らを踏まえ、生活に密着した滋賀の文化財の価値を損なうことなく、その価値を最大限に  
4 発揮できるような幅広い活用を、関係機関と連携しながら、様々な形で推進する。

#### 6 (4) 文化財を保存・継承・活用・発信できる施設の確保

7 文化財は文化財自体の価値もさることながら、その文化財が生み出され、守り伝えられ  
8 てきたその場所に在ることにも価値があるため、社寺等の団体が所有し地域との連携のも  
9 とで守られている美術工芸品などについては、引き続き文化財収蔵施設の建設や改修等に  
10 助成を行うなどの取組を通じて支援していく。

11 また、地域力の低下や自然災害等により、地域での収蔵・保管管理が困難となる不測の  
12 事態に備えて、県内において地域の文化財を受け入れ保存・管理できる施設を確保してい  
13 く。

14 さらに、これまで開発に伴い記録保存を行った遺跡からの出土文化財や、指定による保  
15 護を図っている史跡等の価値を広く共有するための公開活用施設や史跡整備の充実を図る。

#### 17 (5) 文化財を維持するための資金の確保

18 安定した資金確保を目指すため、所有者をはじめとする国民・県民に対し、文化財の活  
19 用を通じてその価値を広く知らしめることにより、幅広い層からさまざまな形での資金確  
20 保を図るとともに、保存修理にあたっては所有者を支援し、その計画的な推進を図る。

## 23 第2章 滋賀県が主体となって行う文化財の保存・活用を図るために講ずる措置

### 24 1. 滋賀県が主体となって行う取組

#### 25 (1) 文化財の調査、指定、保存修理の着実な推進

26 文化財の保護を計画的かつ着実に進めるために、指定文化財となり得る未指定文化財に  
27 対しては、地域計画に基づく市町による調査も踏まえ、県として必要な調査研究を進め、  
28 今後の保護の方策を検討することにより、着実な指定・選定・選択を行い、保護の対象を  
29 増やす。

30 また、指定等を受けた後の保存修理や日常的な維持管理など一連の保存継承サイクルを  
31 着実に推進するため、「滋賀県文化財保存基金」を活用するとともに、法改正により制度化  
32 された個別の文化財の保存活用計画の策定を推進する。

33 なお、県が所有する国・県指定文化財についても修理時期や方法を検討し、財源の状況  
34 に応じて計画的に進める。

#### 36 (2) 保存継承のための人材育成

1 文化財を、所有者や管理団体、市町だけでなく、「地域の文化財」としてみんなで守り伝  
2 えていくためには、より多くの人々が保存や活用の在り方について考え、社会全体で支え合  
3 う仕組み、たとえば文化財サポーター制度等の仕組みの構築が必要である。

4 そのためには、文化財の活用を通じて、地域や郷土に対する理解・誇りの醸成、学ぶ機  
5 会の充実、小さな頃から文化財への興味や親しみを増やすなど、文化財への理解者の裾野  
6 を広げることが重要である。

7 また、専門人材の育成に関しては、地域の文化財を住民とともに守り、文化や伝統を大  
8 切にする地域社会づくりに寄与しているヘリテージマネージャーなど民間の専門家や、滋  
9 賀県民俗文化財保護ネットワーク、滋賀県文化財保護連盟などの文化財保存団体の活動・  
10 ネットワークの構築への支援も必要である。

11 これらの取組は、地域や民間における文化財の保存継承の人材を確保することにつな  
12 がるもので、県はもとより、市町や所有者、地域などにおいて活発に行われるような支援を  
13 行う。

14 なお、県および市町に配置されている専門職員については、世代交代による技術の継承  
15 が支障なく行われるよう努める。また、総合的な文化財行政の推進に向けて、専門性の向  
16 上とともに総合的な視野の育成が必要になるため、文化庁、市町、関係機関等と連携を図  
17 りながら、専門研修等を実施する。

### 18 19 (3) 文化財の多種多様な活用推進

20 文化財の活用には様々な形があるが、文化財そのもの自体を損なわないことを第一義に  
21 文化財それぞれが持つ価値を活かすこと、また滋賀らしい活用を基礎として、文化財を知  
22 り、体験し、支えていく、保存と活用の好循環が生まれるような取組により、活用を進め  
23 ていく。

24 県が所有・管理している文化財の公開や、講座・シンポジウムの開催、SNS等により  
25 情報発信を行うほか、知的欲求を満たす学びの機会の提供や、歴史・文化財に興味を持つ  
26 人々のネットワークの構築等を図る。市町や地域では実施が難しい広域的な発信事業や全  
27 県的な取組に関しては、県も協力しその実施を推進する。

28 さらに、日本遺産を利用した観光振興や健康増進を目的とした文化財巡り等、関係部局  
29 と連携し、さまざまな活用の在り方に柔軟に対応する。

30 文化財の活用は県や市町の地方公共団体だけでなく、地域内の行事に文化財を加えるこ  
31 とでコミュニケーションを強化するなど、所有者や地域、それを取り巻く様々な関係者に  
32 よっても進められるものである。多くの人々の手による全体的な保存継承の実現に向けて、  
33 さまざまな取組を進めていくと共にこれらを進めようとしている人々や市町を支援して  
34 いく。

35  
36

1 (4) 滋賀県の文化財を県内で保存・継承・活用・発信できる拠点のあり方を検討

2 地域の中で守られている美術工芸品などにかかる文化財収蔵施設の建設や改修等に対し、  
3 技術的支援や助成を行う。

4 地域において文化財を守れない事態に対応するための公的なセーフティネットとして、  
5 また県が保有する文化財の適切な収蔵、保管管理、公開活用という観点から、県は市町や  
6 関係団体等と役割分担や連携を行いながら、県内において文化財を保存・継承できる拠点  
7 について速やかに在り方を検討する。あわせて、文化財の価値を伝えるため所有者や地域  
8 社会と協働し、拠点施設を中心に、県内各地での文化財の展示公開や情報提供等の活用・  
9 発信を積極的に実施する。なお、各施設の連携を図りながら実施することが重要である。

10 また、これまで開発に伴い記録保存を行った遺跡からの出土文化財について、収蔵点数  
11 の増加に対応するための収蔵施設の確保や出土文化財の価値を広く共有するための公開活  
12 用の充実のための検討を行う。

13  
14 (5) 文化財保護のための資金確保の制度や仕組みづくりを検討・支援

15 今後とも文化財の安定した保護と活用を図っていくため、その時々、各々の立場ごとに  
16 その必要に応じた形で幅広く資金を確保する仕組みづくりが必要である。

17 資金調達の方法については、従前の社寺における氏子・檀家の寄付の他、中長期的な積  
18 み立て、公益財団法人滋賀県文化財保護協会の貸付金、自然災害に対応する損害保険、ク  
19 ラウドファンディング等が考えられるが、各地で資金調達の取組が進むよう、関係機関と  
20 資金調達の事例や制度、仕組みを研究し、情報の共有化を図ることにより、所有者等を支  
21 援する。

22  
23 2. 滋賀県として優先的に取り組むテーマ

24 上記5つの取組のうち、「保存継承のための人材育成」を喫緊の課題として設定し、優先  
25 的なテーマとして施策を推進する。ここで言う「人材」とは、一義的には地域における担  
26 い手のリーダー、あるいは地域の外において文化財の専門家と地域をつなぐ幅広い意味で  
27 の文化財の担い手である。そして、こういった人々が永続的に育っていくように、幼少期  
28 から文化財に触れ、親しむことができる機会や情報を提供し、文化財に関わる人々の裾野  
29 の拡大を目指し、文化財を中心としたネットワークの多層化を図る。

30  
31  
32 第3章 県内の市町への支援の方針

33 1. 相談・助言・連絡調整

34 県と市町は、ともに地域の文化財の保存・活用を図っていく観点から、基本的理念を共  
35 有するものである。また、法の執行において、県と市町が一連の手続を行っており、文化  
36 財の保存や活用に当たって適切な連携・協力が欠かせない。

1 県として、広域の情報や技術的な見解など、国や専門家などとも調整しながら、必要な  
2 相談、助言および情報共有等を行う。

## 3 4 2. 地域計画や保存活用計画策定の支援

5 法改正により、文化財を地域総がかりで保存継承していくために市町による地域計画の  
6 策定が制度化された。今後市町において地域計画を策定され、地域ごとの特質に合わせた  
7 文化財の保存と活用が図られることが望まれていることから、市町による地域計画策定が  
8 円滑に進むよう、策定にかかる相談に応じるほか、協議会等へ参加し助言を行ったり、文  
9 化庁との連絡調整を行う。また、地域計画の策定において実施される文化財調査の情報を  
10 確実に集積し、広域な視点、基準を提供するなど、策定に向けて市町を支援する。

11 保存活用計画の策定にあたっては同様の支援を行う。

## 12 13 3. 文化財専門職員の資質向上への支援

14 文化財は教育・景観まちづくり・地域振興・地域防災などにおいても重要性が高く、こ  
15 れらの行政分野における様々な期待を踏まえて取り組むためにも、専門的な人材の継続的  
16 な配置や資質の向上が不可欠である。これらのことから、国等と連携を図りながら県とし  
17 て市町職員等を対象に研修会等を実施するなど、文化財専門職員の資質向上を支援する。

18 また、県と市町は、分野ごとに随時協議や意見交換を行っているが、そのほか、市町の  
19 文化財保護行政主管課長会議や市町の担当者会議などを通じて、文化財の保存や活用に係  
20 る様々な協議や意見交換を行い、文化財保護行政が円滑に進むようにこれを支援する。

## 21 22 23 第4章 防災・災害発生時の対応

24 近年、頻発している自然災害により文化財の被害が数多く生じている。自然災害による  
25 文化財の被害は、応急的な処置を要するものと、経年劣化を進行させるものに大別するこ  
26 とができる。これらの被害については、まずは防災対策を行うことが何よりも重要になる。  
27 また、災害発生時においては、時期を逸することなく早期に災害復旧に取り掛かれるよう  
28 初動の段階で状況を素早く把握しつつ、被災した文化財の当座の応急処置をすることが重  
29 要である。

### 30 31 1. 平時の取組

32 文化財の防災対策として、日常から文化財に被害を与える可能性のある各種の要因を除  
33 去することが重要である。地震や台風などの自然災害への対策としては、文化財の価値を  
34 損なわないような耐震対策を進めたり、各種のハザードマップをベースに、事前に被害が  
35 想定される場合においては防災設備の設置や改修などを順次進め、不測の事態が発生した  
36 場合にも適切に対処できるような体制を構築することが重要である。盗難等の防犯対策と

1 しては、防犯センサーや警報装置の設置を基本に、防犯カメラの設置等を含め必要な措置  
2 を講じることが重要である。

3 ソフト面での対策として、施設内のパトロールにより文化財の状況を把握した上で、災  
4 害発生時の行動計画の策定、訓練、整理整頓、排水路の清掃、土嚢の準備等、日常的な管  
5 理を十分に行うことが重要である。そのためには、所有者自らが行うほか、文化財保護指  
6 導委員の設置など、外部の力も借りながら予防対策に万全を期することも重要である。

7 また、災害の予防につながるような啓発活動を推進し、所有者だけではなく多くの人々  
8 に防災意識を高めることが重要である。

9 大規模災害発生に備えた体制整備については、近畿2府7県による「近畿圏危機発生時  
10 の相互応援に関する基本協定」に基づく「近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定  
11 に基づく文化財の被災調査に関する要領」が定められており、被災調査の実施に関し必要  
12 となる資料として、文化財目録や被害状況調査票を整備し、各府県と交換することとなっ  
13 ている。

14 さらに、文化財の分野ごとに被災時の対応が異なるため、それに対処できる専門職員およ  
15 び緊急避難先としての文化財の受け入れ可能施設の不足を考慮し、博物館や図書館、大学、  
16 滋賀県ヘリテージマネージャー等、関係団体等との連携体制の構築についても今後研究を  
17 進めていく必要がある。

## 18 19 2. 災害発生時の対応

20 文化財の被災時において、初期対応として文化財の被災状況調査および復旧額の算定や  
21 応急処置が重要である。災害発生時には、県、市町、所有者等の緊密な連携のもと、迅速  
22 な被害状況の把握を行うとともに、被害拡大防止のために応急措置が必要な場合において  
23 は、文化庁とも連携の上、迅速に応急措置を行う。応急措置にあたって、動産文化財につ  
24 いては、被災状況、破損状況を的確に把握し、現状のまま保管することが危険である場合  
25 は、取扱に慎重を期しながら安全な場所に移動する。滅失や散逸のないよう、専門職員に  
26 による人的、技術的支援を実施する。

27 また、大規模災害発生の場合、短期間で対応する必要がある被災文化財の復旧に関わる  
28 初動の人的不足が想定されることから、「近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定」  
29 に基づく、カウンターパート方式による各府県への応援主管府県への応援要請も状況に応  
30 じて検討を行い、これに従い対応を進めていく。

## 31 32 33 第5章 文化財の保存・活用の推進体制

### 34 1. 文化財保護主管課の体制

#### 35 (1) 職員配置状況

36 本県では、文化財の保護に関する事務は文化財保護課が主管課となっている。同課には、



1 建造物、美術工芸品、無形・民俗文化財、埋蔵文化財の分野ごとに専門職員を配置してい  
2 る。

#### 3 4 (2) 人材の育成・配置

5 専門技術の継承が支障なく行えるよう、年齢構成や各分野の専門性を考慮した職員配置  
6 に努めるとともに、時代の要請に応じた専門性に対応できるよう、文化財マネジメント職  
7 員養成研修をはじめとする、文化庁等が実施する研修等に職員を積極的に参加させるなど、  
8 専門人材の育成に取り組む。併せて、滋賀県全体の専門職員の資質向上を目指し、市町の  
9 文化財保護担当職員の人材育成とも幅広く連携していく。

### 10 11 2. 関係部局との連携

12 文化財の保存や活用に関しては、学校教育や社会教育のほか、幅広い分野の関連部局と  
13 連携しながら進める必要がある。特に、文化財の活用に関しては、法改正の趣旨に鑑み、  
14 より一体的・総合的な施策を推進できる体制づくりを目指すとともに、庁内関係部局との  
15 更なる連携に努める。

16 ○学校教育・社会教育との連携

17 ○文化行政担当部局との連携

18 ○観光部局との連携

19 ○その他、まちづくり、都市計画、農林水産、防災、健康福祉等との連携

### 20 21 3. 文化財保護に係る審議会

22 滋賀県文化財保護審議会は、法第190条第1項の規定に基づき昭和50年に設置された  
23 県の附属機関である。県（教育委員会）の諮問に応じて、文化財の保存および活用に関す  
24 る重要事項について調査審議を行っていただくこととしており、現在、20名の委員を任命  
25 している。

### 26 27 4. 関係団体との連携

28 文化財の保存・活用にあたっては、専門的な知識や技術を有する関係団体のほか、文化  
29 団体や観光協会等とも連携・協働しながら取組を進めるものとする。現在、県が行ってい  
30 る関係団体との連携・協働の例として、次のようなものがある。

31 ○公益財団法人滋賀県文化財保護協会（県の埋蔵文化財発掘調査機関として、県内の開  
32 発に伴う発掘・整理調査の実施等）

33 ○公益社団法人滋賀県建築士会（専門人材であるヘリテージマネージャーの育成）

34 ○滋賀県民俗文化財保護ネットワーク（民俗文化財の保護にかかる研修等の実施）

35 ○びわこビシターズビューロー（県内における文化財を活用した観光の推進） 等

36

1

2 **5. 国や他府県との連携**

3 法の遂行、全府県的な水準の維持、補助金や許認可などに関し、直接的な関わりがある  
4 が、それ以外の場面でも、国には文化財に特化した高度な知見を有する職員がおり、今後  
5 とも職員の資質向上などさまざまな局面で協力を依頼する必要がある。また、広域にわた  
6 る文化財について、所在する他府県とも情報共有しながら保存・活用を進めるとともに、  
7 参考となる事例を共有するなど、文化財の保存継承に向け相互に連携し協力していく。

1 表1 文化財の保存・活用の体制

|   |
|---|
| <b>滋賀県</b>  |
| <b>文化財保護課</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・文化財の保存・活用に関する業務を行う。</li></ul> <b>滋賀県立琵琶湖文化館</b> （管理運営委託：公益財団法人滋賀県文化財保護協会） <ul style="list-style-type: none"><li>・美術品、鉱物、植物その他の関係資料の調査研究、収集、保管、展示を行う。</li></ul> <b>滋賀県埋蔵文化財センター</b> （管理運営委託：公益財団法人滋賀県文化財保護協会） <ul style="list-style-type: none"><li>・埋蔵文化財の保存、活用、調査、研究、普及、啓発および遺物・資料の収集、整理、収蔵、保管を行う。</li></ul> <b>滋賀県立安土城考古博物館</b> （指定管理者：公益財団法人滋賀県文化財保護協会） <ul style="list-style-type: none"><li>・近江風土記の丘その他県内各地の文化財および文化財に関する資料の収集、整理、保管および展示および博物館資料に係る調査研究および普及啓発を行う。</li></ul> |
| <b>文化芸術振興課</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・文化芸術の振興に関する業務および文化財の活用に関する業務を行う。</li></ul>  |
| <b>近代美術館</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・美術品等の収集、保管、展示、調査研究、普及活動を行う。</li></ul>   |
| <b>観光振興局</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・観光振興に関する業務を行う。</li></ul>  |
| <b>琵琶湖博物館</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・琵琶湖およびその集水域における自然および人々の暮らしに関する研究、資料整備、展示、交流事業を行う。</li></ul>  |
| <b>滋賀県文化財保護審議会</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・県内に存する文化財の指定について審議を行う。</li></ul>  |
| <b>その他民間団体等</b>   |
| <b>公益財団法人滋賀県文化財保護協会</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・埋蔵文化財の発掘調査および整理調査受託、文化財の活用事業、県立文化財施設の管理運営、文化財の保護・保存・活用事業に対する資金の貸付を行う。</li></ul>  |